

第59回平成26年9月与謝野町議会定例会会議録(第10号)

招集年月日 平成26年10月2日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時07分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助(午後欠席)
税務課長補佐	安田 敦	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5. 議事日程

日程第 1	議案第 83号	平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決)
日程第 2	議案第 84号	平成25年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 3	議案第 85号	平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 4	議案第 86号	平成25年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 5	議案第 87号	平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 6	議案第 88号	平成25年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 7	議案第 89号	平成25年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 8	議案第 90号	平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 9	議案第 91号	平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 10	議案第 92号	平成25年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定 について (質疑～表決)
日程第 11	議案第 93号	平成25年度与謝野町水道事業会計決算認定について (質疑～表決)
追加日程第 1	意見書案第 3号	メタンハイドレートの実用化の促進を求める意見書(案) について (提案～表決)
追加日程第 2	意見書案第 4号	丹後絹織物の技術、伝統、日本特有の文化継承と産地の 総合的支援を求める意見書(案)について (提案～表決)

追加日程第 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

きょうは、決算審議三日目になりました。本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ここでご報告します。本日、秋山税務課長より欠席の届が出ております。代理として安田税務課長補佐に出席をいただいております。

日程第1 議案第83号 平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。前回に引き続き質疑を行いたいと思いますが、その前に一昨日の塩見議員の質問に対し、答弁漏れがありましたので、答弁をお願いします。

浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) おはようございます。

9月30日の塩見議員のご質問で、平成25年度保育料滞納繰越額の調定額が、平成24年度決算額と差異があるのではないかとのご指摘をいただきました。

調査をいたしました結果、ご指摘のとおり3万5,000円の調定誤りがあることが発覚をいたしました。本件につきましては、平成25年度決算処理を行っております際に、実は、既に私のほうで発見をしております。担当職員に、その3万5,000円の増額調定の事務処理を行うように指示をいたしました。ところが、事務処理の途中段階でシステム操作の誤りによりまして、調定処理が、そのものが取り消しをされておることが、このたび判明をいたしました。ということで3万5,000円の調定処理が反映をされないままの形で決算書の作製ということになったということでございます。

決算参考資料の40ページをごらんいただきますと、税外収入分担金及び負担金の保育料一般滞納分の調定額を2,183万3,885円と表記をしておりますが、正しくは2,186万8,885円になります。また、収入未済額につきましても1,437万8,375円と表記をしておりますが、正しくは1,441万3,375円ということになります。本件の対応につきまして、協議をいたしましたが、既に平成25年度の決算を確定しておりますので、平成25年にさかのぼって財務処理を訂正することはできないと判断をいたしました。そこで平成26年度に誤りが発覚したということで、財務処理を行わせていただきたいというふうに考えております。その点をお含みいただき、本決算をお認めいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

まことに人為的な単純なミスによりまして、このような間違いを起こしましたことを深くおわびを申し上げます。どうも申しわけございません。

議長(今田博文) 小池教育次長。

教育次長(小池信助) おはようございます。

貴重な時間を使わせていただきまして、先ほどの塩見議員の質問に対します、私からの答弁漏れにつきまして、ただいまよりご報告をさせていただきたいと思っております。

給食センターの残菜にかかわりますというんですけれども、出荷重量が約230トンということで、残菜が2.2トンとなりますので、パーセンテージにしますと0.96%、約1%未満であることがわかりましたので、ご報告させていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（今田博文） それでは、既に会派代表の質疑に入っております。引き続き会派代表の質疑を続行します。

よさの21クラブ、家城議員。

13番（家城 功） それでは、よさの21クラブを代表しまして、会派代表質問をさせていただきます。

当会派は、本定例会でも一般質問、また、この決算審議でも、いろいろと出ております防災について、質問させていただきたいと思ひます。大雨による災害は近隣でも福知山市、また、綾部市でも大きな災害がございましたし、広島、北海道でも大変大きな被害があり、まずもって、被災されました多くの皆さんに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

最近、当たり前のように、この大雨による災害が各地で発生しております。集中的な豪雨はある程度の予測はできるにしても、対策については、なかなか間に合わないというような現状があるというようなことをお聞きしております。

福知山市で、今回、災害に遭われました方から直接お話を聞きした点がござひます。今後の防災計画に生かしていただきたい点もござひますので、そういった点で質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、最初に福地山市でも綾部市でも、また、その他の広島、北海道においても、特に広島では避難の指示というのが、タイミングが少しおくれたことによって被害が大きくなったというようなニュースが解説されております。現在、避難には一般的には準備、また、勧告、指示の3段階で通達されるのではないかなというふうに思っておりますが、万が一のときに、やはり一歩先を見越した指示体制をとるということが災害を小さくしていく手段の一番の近道ではないかなというふうに思っておりますが、現在、当町での計画というのは、どのような体制で進められておりますか。まず、1点目、よろしくお願ひします。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。会派を代表してのご質問に、防災を取り上げていただきまして、ありがたく思っております。このことは、まさに今、議員がご指摘のとおり広島、福知山で身近に土砂災害、あるいは洪水による災害が発生をしておりますので、まさに町民の皆様も不安に思っておられることだろうというふうに認識をいたしております。

そこで、この避難の情報の関係につきまして、ご説明を申し上げますと、今、議員が仰せのとおり、三つの情報がござひます。一つは避難準備情報でござひます。これは避難の準備を始めましょうという情報でござひます。

もう少し補足しますと、避難の準備を整え、ラジオやテレビの情報に十分注意をしていただきます。また、要支援者の方は避難を始めさせていただきますという情報でござひます。その次の段階になりますと、避難勧告となります。これは避難を始めましょうという情報でござひます。もう少し補足しますと、家族、近所の方と助け合いながら、速やかに避難を開始してください。要支援者の方は避難を完了してくださいという情報になります。

もう少し危険が迫りますと、避難指示ということになります。これは直ちに避難してくださいという情報で、危険が迫っており、一刻も早く避難を完了してくださいという情報でございます。これらのことにつきましては、この既に各戸にお配りをしております、この与謝野町洪水土砂災害ハザードマップ、今度は、これに、その中の一部に避難情報についてということで3段階にわたってお知らせをさせていただいております。

この情報をいかに早く適切に出していくかというところは、私ども災害対策本部としましても、非常に神経の使うところでございまして、早目の避難、これと呼びかけていく、そういう姿勢で警戒に当たらせていただいております。同時に避難の情報を出すということは、避難場所の設営、確保も同時に図っていかねばならないということですので、それらの職員の体制も含めまして、体制強化を図ってきたいということで、この8月の福知山の災害の1週間前にも、実は災害大雨警報が発令をされた経緯もある中で、そのように思ひまして、災害対応の体制強化を図らせていただいたところでございます。

議 長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前 9時42分）

（再開 午前 9時45分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

家城議員。

1 3 番（家城 功） この指示につきましては、1分おくれると、やはり人命にもかかわってくる分野でございます。大げさであっても一歩先を見越した指示の判断というのを、やはり常に心がけていただくようお願いしたいと思います。

2点目、福知山市では大雨による洪水が、浸水が大きな被害をもたらしたわけですが、泥水が引いた後、まず、必要なのはごみ袋というような話をお聞きしております。このごみ袋も麻でできたもの、また、ナイロンのもの、いろいろとあるわけですが、宮崎議員のほうからも備蓄の話が出ておりましたが、こういった収納袋が、まず、必要になってくるというようなお話を聞いておりますが、現在、当町では、どれぐらいの袋の確保ができているのか、また、土のうに使われる分と、分けていただくと、かなり減ってくるのではないかというような思いがあるわけですが、その辺は、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。ごみ袋並びに土のうの袋ということが、すぐに必要になるというご意見でございます。今、どれだけの数量を抱えておるかは、ちょっとデータを持っておりませんので、お答えさせていただくことができませんけれども、福知山で、あのような災害が起きました経験から、そういった情報があるということでございますので、今後の防災計画並びに備蓄物資、それらの整備に参考にさせていただきたいと思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 今の質問については、福知山市では必要品の確認を行政がされまして、手配をされたそうなのですが、袋が必要なときに、袋が欲しいという要望があつてから、そろえられるまでに約三日ほどかかったと、その時点では、もう既に各家であり、会社であり、手配をされて、もう既に必要でない時点になっていると、袋を持ってきていただいたときには、もう既に、それ

が邪魔に、今度はなるというような状態、その次に、ごみをある程度、集めたら、次に何が要るかということ、T字型のはき出すようモップであるとかほうきであるとか、そういったものが必要だと、それも確認されて、やはり手配に2、3日かかったと、そしたら、もうその時点では、今度、持ってきてもらったものが、また、必要でないと、今度、最終的に何が要るかということ、ふき掃除をしたりとか、そういったものが必要になってくるらしいんですが、それもまた、手配に三日ほどかかるというような状況で、常に、やはり先を見越した段取りをしておかないと、やはり行政ができる範囲の中で支援をされておるわけですが、それが無駄になるというような話をお聞きしております。常に、やっぱり先を見越した、この計画ですね、やはりこういった大雨による災害なんかは、範囲もまた、大きさも予測ができない部分もございます。やはり最低限の必要な部分につきましては、その時点で要るものを、まず、確保することが大事ではないかなと思っておりますが、その辺、課長、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。一般質問でも食料についての備蓄などのご質問もいただいたりしていたわけですが、今現在での当町の備蓄の資機材を、種類だけを申し上げますと、アルファ米、スープ、毛布、敷きマット、石油ストーブ、かなてこパール、こういったものをそろえてきておりますけれども、これらは主として避難場所に置いて活用するものを意識して備蓄してきているということになります。

今、議員、ご指摘のように福知山の現状から避難所以外にも、すぐに必要になるものとして、いざ家に水がついた場合の対応として土のう袋なり、ごみ袋なり、モップなり、ほうきなり、そういったものがたくさん要るとするのは、新たな、私どもも教訓として受けとめさせていただきまして、今後の備蓄体制に反映させていただくように考えていきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） そのときになってみないと、実際、何が要るか、私もわからないんですが、以前、例えばストーブでも灯油式のストーブは備蓄で何個かあるというような話を聞いておりますが、例えば、水害なんかで灯油は、ほとんど使えないというようなことも聞いております。やはり、これは夏に起こった、福知山の場合はあれですが、例えば、冬に、もし、そういった寒いときに、そういったことが起これば、やはりロウでたくようなストーブが、今、あるというような話もお聞きしておりますので、そういった季節に応じて必要なものも出てくるのではないかなというふうに思いますので、そういったものも多少なり備えていただくことが大事ではないかなと思っております。

次に、ボランティアの件でございますが、この災害時には、もちろん地元の業者さん、また、消防団、また、大きくなれば自衛隊などの方の力が必要になってくるわけですが、一般のボランティアの方というのは、大変、被災されました方にとっても励ましにもなるし、心の支えにもなるという話をお聞きしました。そういった中で福知山市では受入体制を、なかなかされる状況が進まなかったみたいで、せっかく現地に来られても、どこに申し込んだらいいのか。また、どこが困っておられるのかというようなことも、把握が非常におくれたということもお聞きしております。また、ボランティアの方は個人宅に最優先されたということもお聞きして

おりますが、店舗や会社については、その後というような形で、大きな会社や何人が従業員さんのおられる店舗につきましては、そういった方が当たられたらしいですが、中には高齢者二人でお店をされておられるようなところについては、もうボランティアの方が、ある程度、作業を終えられて帰られる時期になっても、まだ、いまだに片づけを進められておられるような光景があるというようなお話をお聞きしております。

そういった中で、やっぱり被災された方につきましては、ボランティアの方、来ていただくこと、非常にありがたいんですが、やはりその受入体制をいかにきちんとしていただいて、その配置をどうしていくかというようなシミュレーション、なかなかシミュレーションは難しいかも知れませんが、その受入体制をきちんとしてできるような体制づくりというものが、まず、必要になってくるのではないかなというように思いますが、その辺の、今、状況はどうなっておるのでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。ボランティアの受け入れという部分につきましても、一定はその防災計画にうたわせていただいて、要領を定めているとは思いますが、現実には、そういうことに遭遇した職員も今のところないわけでございますし、現実がどうなのかというところは非常に重要なポイントになるだろうと思います。そういう中で、福知山の例を出しておられますけれども、私どもも、ぜひ、福知山市と災害応援協定を今後、結ばせていただいて、いろいろと教えていただこうというふうに思っておりますので、そのボランティアの受け入れ、そして、活用方法、こういったことも現実に即したお話を聞かせていただくことで、必要に応じて、それを防災計画に修正するなり、反映をしていく。また、そういった実践訓練的なものを計画していく、そういうことを今後、考えていかなければならないのではないかなというふうにご意見をお聞かせいただいております。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） ボランティアの方につきましては、当然、お風呂だとか、食事、また、連泊される方は宿泊先等々の手配も必要になってくると思います。やはり、ただ、来ていただいてやっていただくだけが、あれではないと思います。やはり来ていただいたからには、それなりの対応をしていかなければ、やはり助け合いということにはつながらないのではないかなと思いますので、その辺の、やはり計画というのは、きちんと立てていただいて、今後に生かしていただければなと思います。

最後に、町長にお聞きします。課長のほうから今、いろいろと参考にして、また、見直すというようなお話をしていただいたわけですが、当然、いざというときの対応は、非常に困難であるというふうに考えておりますが、そのことだけが重視されて、例えば、財政、また、教育、福祉、医療の分野でも、やはり視野を入れた防災計画というのが、現在、町でもなされておるわけですが、さらに見直して災害の少ない、被害の少ない体制づくりをしていくことが大事ではないかなというふうに思いますが、その辺、いま一度、考えがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいま家城議員から福知山市の例を挙げらまして、さまざまなご提案、そして、

ご助言をいただきました。そうした点につきましては、現在、対応できているもの、また、これから考えていかなければならないもの、さまざまのものがあつたかなというふうに思っておりますので、その点につきましては、今後、防災体制を組んでいく中で協議を進めていきたいというふうに思っております。

また、この質疑を聞いておまして、私、思いましたのは、やはり災害時における情報の一元化というのは、非常に大切になってくるだろうというふうに思っております。この地域の中で、どういう状況であるのか。あるいはボランティアの受入体制が、どのようなものかといった情報を本部に一元化をしていく。そうした情報伝達の体制づくりというのは、これから、私たちが最も大切にしていかなければならない点なのかなというふうに思っておりました。

また、そうした蓄積された情報をもとに、私ども適時、判断をしていくという徹底をしてまいりたいなというふうに思いました。

また、先ほど、ご提案をいただきました、この災害を想定した各分野における取り組みと申しますのは、これからもっと必要になってくるのかなというふうに思っております。それが、どういった体制でできるのか。あるいは、どういったことをしなければならないのかという点につきましては、今後、さらに担当課ともども検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） この災害というのは、起こらないことが一番いいことであり、当然、大雨だとか、地震もそうですし、全てないほうがいいわけですが、最近の天候というか、地球の変化といえますか、考えられないことが当たり前になるのが日常でございます。やはり、そういった中で常にできていることでも、なかなかできないのが現状だということをお聞きしております。やはりなかなか被災された地域にお尋ねすることは難しいことかも知れませんが、やはり、そういった経験を聞いていただきながら、当町での防災対策というのをきちんとしたものにしていただき、やはり町民の方が安心・安全で暮らせるまちづくり、そして、被害のない体制をとっていただくことが大事だと思いますので、そういうことをお願いいたしまして、会派の代表質問を終わらせていただきます。

議長（今田博文） 次の会派代表の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

与謝野新政クラブ、多田議員。

1 5 番（多田正成） それでは、会派代表ということでもありますけれども、会派の皆さんから貴重な時間をいただきましたので、3回目の質問をさせていただきたいと思いますが、2回目に、本来は質問をさせていただくつもりだったんですが、時間が切れてしまって、もう少し質疑ができなかったので、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、指定管理者のことを申し上げておったんですが、しつこいようですが、再度、質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、商工観光課長にお尋ねします。ページでいいますと93ページ、参考資料の93ページ、クアハウスなんですが、まず、質問に入るまでに、この施設の趣旨と目的を、まず、お聞かせください。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） おはようございます。

多田議員、ご質問のクアハウス岩滝の施設の運営の趣旨ということでお答えしたいと思います。クアハウス岩滝につきましては、ご承知のとおり、平成5年にオープンいたしまして、そのときにクアハウス岩滝条例という条例を制定しております。その条文の中では、いわゆる町民の健康という部分と、それと誘客の部分を総合して対応していく。そういった温泉を活用していく施設として現在も運営をさせていただいておるということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） それでは、まず、たくさんの方が利用していただいておりますけれども、まず、その町内と町外、また、保健や福祉のほうに携わった、そういう事業、そういったものを分析しますと、どういう割合になっておりますでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 失礼いたします。クアハウス岩滝につきましては、現在、商工観光課所管の施設としまして、いわゆる経営の部分を重視した運営に努めておるといふうなことで、前置きをさせていただきますが、あの施設の趣旨の中で健康増進という部分に非常に力を注いでいるということにつきましては、ご理解いただけておりましたが、ここの施設の利用の部分のパーセンテージで申し上げますと、約60%が町内利用、他の40%につきましては町外利用といふうな認識で理解をしております。また、町内利用の部分につきましては、主に会員さんの、いわゆるウエートが高く、いわゆる年間を通じたりピーター利用、そういった部分が大きいという理解をしているところでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） 町内の方が60%ほど利用されておるといふことでありますけれども、ここの施設は過去3年間をちょっと振り返ってみますと、大変多額な金額が投資されておりました。平成23年度は指定管理料を含め、指定管理料が1,859万6,000円を含め2,884万2,000円、平成23年度は使っております。それから、平成24年度は指定管理料1,851万6,000円を含め3,628万9,000円が投資されております。それから、平成25年度は指定管理料が2,564万8,000円を含め3,199万7,000円が投資されてきております。その投資効果がですね、当町にとって、どのようなメリットになっているのか、課長は、その辺は、どのように感じておられますでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） ご質問の投資効果という部分でございます。指定管理料の金額の推移につきましては、今、議員が申し述べられた部分で間違いはないということございまして、他に投資的経費を含んだ金額が、今、申し上げられた数字で、3,000万円強といふうな数字が出ておろうかと思っております。あの施設につきましては、いわゆる平成2年に温泉探査をし、そして、平成5年にオープンをさせたということで、温泉がないこの地域にとっては、非常に宝であるといふうなことで、現在も、そういった意識の中で運営をさせていただいておるといふことでございます。

そういった動きの中で、二つの性格があるのではないかといふふうに常に感じております。現

在、保健事業、福祉事業、そういった部分につきまして、保健課、福祉課のほうのお力もいただきながら、いわゆる町内の高齢者、また、健康の部分を防衛する、そういった一手を打てる、そういった施設だというふうな部分を持っております。

また、いわゆる観光の目玉になる部分につきまして、いわゆる天橋立岩滝温泉という、そういったキーワードの中で、いわゆる丹後全体の核になる部分についても、そういった一躍を担っておるのではいかと、そういうふうに感じているところでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 課長のおっしゃるとおり、そういったことで利用されて、目的も果たしながら利用されておると思うんですが、私は、この決算書の中から、前回もそうなんですが、営業じみた施設の指定管理料の決算書を見せていただくと、ある部分が共通して見えてくるわけですね。そこは何だということ、経営力ということになってくるわけですが、まず、その点から、まず経営状況についてからお尋ねしたいと思うんですが、ここへパンフレットがあるんですが、このパンフレットの施設料が示されておりますけれども、課長は、この館内の利用者の、この単価で利用されておるんですが、この単価の平均単価は、出しておられるでしょうか。

例えば、全館利用、あるいは水着浴の利用、それから、裸浴の利用、3施設ほどあるんですが、そこに、それぞれ、ここへ単価が出ているんですが、その平均単価でないと、この一番高い方が何人とか、一番低い方が何人とか、そんなところはわかりませんので、ざっと、この三つの施設の平均単価を把握しておておくれますでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 失礼いたします。現時点で決算に見合う平均単価、その部分については持ち合わせておりませんが、平成22年に指定管理に移行するに当たりまして、平成21年度にそういった試算をしておりましたときの数字を記憶しておりまして、そのときの数字が865円、そういった数字で、いわゆる単価設定をしておったというふうに理解をしております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） そう高いといいんですが、そう高いと合ってくるんですが、非常に私は、この決算書に報告されることが、管理者から適正に課長のもとに、毎月、適正に報告されておるんだろうかという気がいたします。それは、この中に数字として出ておりますので、そこを指摘させていただきたいんですが、まず、全館を利用すると、この1,200円から、最低が400円、全館で、それを平均しますと767円ですね。それから、パーデゾーンが800円から600円に、それぞれ設定してあります。その平均をしますと700円、それから、その次に裸浴ですと500円から200円という数字が、どなたが、どれだけ、そこを使われておるかわかりませんので、それを見ると317円という平均数値が出るんですが、そういった平均数値からいきまして、この決算書の施設利用料というのが5,988万8,544円となっておりますけれども、この平均値で出しますと9,336万3,309円に、この平均でなるんですが、課長が言われる800何ぼで算用しますと、もっと多くなるんですね。ですから、私は課長がどうのこうのという意味ではない、指定管理をして、指定管理者が月々、この報告書の、売り上げの報告書、経費の報告書がきちんと提示されておるのかどうかということが、1点疑問に思うわけです。

ですから、指定管理のあり方というものをしっかりと管理をしていただかないと、指定料を何
ぼでも出さんな状況が起きてくる。それは僕はちょっと経営としては、ちょっと管理の仕方と
しては違うのではないかなというふうに思いますが、何か低い理由があったら教えてください。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） まずもちまして、料金設定の関係につきましては、町条例で金額設定がして
あるということを前置きをさせていただきたいと思います。そういった中で、あの施設につきま
しては非常に、いろんな多種多様の料金設定が打ってあるということで、特に会員さんの料金に
つきましては、お一人6万円ということございまして、その6万円の方が、例えば、年間
300回来られると、これは365日の中での300回ということですので、一日に3回来られ
る方も、この中におられる。非常にそういった複雑なカウントも含めて、延べ人数としての数を
打たせていただいておりますということで、その800円の数字というのは、ちょっと私のほうは理
解に苦しむところがあるということでございます。

まず、そういったことの中で指定管理者の報告の部分でございますが、これは日々、指定管理
者側との打ち合わせ、そういった部分については常に情報共有をさせていただいております。
また、現在、指定管理者制度に基づきますガイドラインというものの中で、モニタ
リングマニュアルという部分も、総務課のほうで作製をされておられまして、そういった動きの
中で、これが全てパーフェクトな活用ということまでは至っておりませんが、この秋、すぐに
10月、入りまして、私どもの所管しております7施設全ての所管の指定管理施設とはモニタ
リングを行うということで、既に日程調整に入っておりますということでございます。

モニタリングマニュアルの、そのレベルの高い運用活用につきましては、もう一步、前進させ
たいということでございますし、非常に、いわゆる行政側として、管理者側の信頼関係が、ちょ
っと損なうような部分については、これはあり得ませんし、あってはならないことだというふう
に認識はしております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 課長のおっしゃる会員さんが、その単価以上に何回も通っていただくという、そ
の意味は理解できます。しかし、最低料金を見積もっても5,000万円以上になるわけですか
ら、この5,900万円の売り上げが正確に出されておるかという、私は疑問に思います。

それと、この決算書を見ていただくと、一人、非常勤がふえておるんですね、従業員さんが。
その中で、昨年の給料、人件費を比べてみますと、一人ふえているのに、めちゃくちゃ金額が下
がっております。人件費が下がっております。これは、どういうふうに理解させてもらいたらい
いんでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 失礼いたします。ご質問の、この施設にかかる人件費、この資料でいきます
と93ページの 支出内訳で、人件費等というところで2,729万1,164円ということ
で、正規職員、非正規職員で合計15名の人数に伴う人件費ということでございます。平均単価
でいきますと単純に割り返しますと、お一人200万円程度ということで、これが昨年度と比較
して、下がったという部分があるかと思っております。これは本部職員、いわゆるプロパー職員です
ね、その人件費の抑制とか、そういった部分にも力を注がれたということとか、いわゆる年度

中に退職者、また、契約を解除されたと、そういった部分での動きの中で展開がなされておるといふことで、昨年の職員が、そのまま継続して、ほぼ8割程度は在籍はされておられますが、いろんな結婚されて、退職をされたとか、そういった部分も、こういった流れの中であるといふふうに理解をしております。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） 従業員さんの入れかえによって給料が下がったというふうに課長はおっしゃっておりますけれども、3,570万円ほどが昨年の人件費で、ことしは従業員が一人ふえた数字の中で2,720万円ほどという形になっておりますから、これは、私は非常にここが、課長がどうのこうのという意味ではなしに、相手は、こういう施設を何点か日本全国に、五つほど持っておられる会社なんです。プロフェッショナルなんです。ここから先は、私は、ここまで出ておっても言いにくいもんですから、それは課長も十分知っておってくれると思いますけれども、そういったあたりをしっかりとチェックしていただかないと、指定管理料も去年から、平成24年度からいうと、大分ふえてますし、そういった考え方で安易に、こうやっていただきますと、施設が町民のためになっていない結果になります。随分、会員券を持って通っておられる方もあります。元気になられますかというて聞くと、元気になっとるけど、資本がいとるでなと言われますね。健康浴で町民が、ただで入れてもらって、健康になるならいいんですが、健康になっておられる方は資本をかけてやっておられますので、そういったことも今後の管理の仕方といいいますか、施設のあり方を、また、十分今後は検討していただきたいなというふうに思いますので、課長、そこら辺はどうでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） まず、施設運営の部分につきましては、いろんな性格の施設がございます。ことこのクアハウスを中心に指定管理者には、これ私の感覚では、かなり厳しく、私のほうは申し述べておるといふことは、ご理解いただけたらなと思っております。

指定管理者のほうとの信頼関係をしていくという部分もありますが、そういった部分の数字のチェック、そういった部分については、事細かいところまではできていないという部分は、それは否めませんが、相当クアハウスのみならず、他の指定管理者につきましても相当厳しい姿勢で対応させていただいておるといふことはご理解いただきたいと思います。

もう1点、将来の、その施設のあり方という部分につきましてはですが、このクアハウス岩滝を中心に、状況によっては消費税の関係も出てまいります。そういったことを考えますと、いわゆる施設の使用料金の金額設定、ここにつきましても、さらに、いわゆる検証してメスを入れる時期にも来ておるのではないかなと、そういったことを考えております。

要するに指定管理料の高騰につながらない、そういった部分について、その分岐点を、アンケートをとっていったり、そういった対応もしていきたいということを検討しておるといふことでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） 多分、課長もよくご存じの中で、やっておられるというふうに思っております。ぜひ、今後も引き続き慎重に管理をしていただきたいと思いますというふうに思っております。次に、もう一度、商工観光課長にお尋ねします。参考資料の82ページ、森林公園について、

お尋ねします。これも質問に入るまでに、まず、施設の趣旨と目的を、まず、お聞かせください。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 失礼いたします。資料8 2ページ、野田川森林公園の関係でございます。この野田川森林公園につきましては、もう一度、ちょっと振り返りをさせていただいてからご答弁をさせていただきたいと思っております。この施設、三河内の上の丘のところでございます施設でございまして、一番上部には宿泊棟、また、音楽ホール、また、食堂等々がある施設、それと下の部分につきましては、グランドゴルフ施設、また、研修棟、そして、屋内交流広場、そういった部分を非常に広い施設を管理運営をしておるということでございます。まず、その中で上の野田川ユースセンターという施設になりますが、これにつきましては、京都府の普通財産施設として、それを町のほうが、いわゆる無償貸し付けの契約をさせていただいて運営をしておると、あと、下の部分については、森林公園の条例を整備して町のほうが管理運営をしておると、それを統括して指定管理者のほうに説明をお願いをしておるということでございます。

そういった中で、まず、その施設の性格につきましては、特に上の部分、いわゆる京都府の施設、これについては京都府のほうも条例を持っておられないということと、与謝野町につきましても条例を持っておりません。しかしながら、旧野田川町時代から青少年の健全育成を行うという、そういった性格の施設ということで、京都府知事のほうと旧野田川町長、また、現在、現与謝野町長のほうと、いわゆる無償貸し付け申請、そして、契約、そういった部分に至る、その背景としましては、青少年の健全育成を中心に展開をしていく施設だということで明記をしております。申請に当たっては、そういった施設の性格もありますので、料金につきましては、これは使用料金の関係ですが、非常に安い設定で行かせていただきたいということの合意をとらせていただいております。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 課長、あそこの使用目的といいますが、青少年の山の家としての施設であります。その目的に沿った事業が本当にされているのかどうか、その辺はどういうふうに思われていますか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） まず、その目的に沿ったという部分につきましては、いわゆる100%青少年のために運営をしておるという性格に現在、なっていないのではないかとこのように思っております。

これは、ほかの施設につきましても、指定管理者制度を導入する経過の中で、やはり民間のいろんな展開を図る中で実施事業を膨らませていながら利用、稼働率を高めていくという部分で動かしておるということで、非常に、その部分については難しい展開に来ておるかなと、ただ、現在、その指定管理者につきましては、夏の大学合宿とか、そういった部分の誘致、こういった部分にも勢力を注いでおられるということは認識をしておるということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 先ほど課長も説明していただいたとおりですね、ここの施設は宿泊施設、それから、研修室、音楽ホール、ほかに野外交流広場、それから、森林公園、管理棟の利用などができる施設だと思っております。宿泊と食事関係を除くと、ほとんど管理人さえおれば町民が行って

使わせてもらえるという施設ですね。

宿泊と食事のほうは、そんなわけにいきませんけれども、ほかの施設、ほとんど、そういうことですね。やはり青少年の山の家に使用する目的で建てられておるので、多分そうだと、ですから、管理をしたり、ただ、管理費としては、やっぱり公園の芝刈りだとか、植木刈りだとか、そういったシルバーセンターに、ここへ出してありますけれども、そういった管理は当然、必要になってくるんですが、全体として、ここの決算を見ていただくのに、指定管理料を出していく、そうして目的に沿ったか、沿ってないかわからんような使い方によって、指定管理料が出されるという中で、これは民間の方が、優秀な方々が応募されて管理者になっていただきましたので、大変期待しておったんですが、やはり年々、大変厳しい状況が、決算状況に出ております。これは非常に厳しい、今後、運営が厳しくなっていくと、このことがですね、このことを、この施設を利用してやることによって、町のためにもなり、また、管理者のためにもなり、また、町民のためにもなるのかという、ここを見ますと、私は、そう思います。

ですから、そこをですね、管理をどうしていくかと、管理運営をどうしていくかということが問題で、ここは、私はちょっと問題ではないかなと、今後、問題ではないかなというふうに思います。課長は、どういうふうに分析されておりますでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） まず、議員、ご指摘の部分につきましては、やはり指定管理料の高騰につながるのではないかなというご指摘だと理解をさせていただいております。そういった中で、先ほどご答弁させていただきましたクアハウス岩滝につきましても、この野田川森林公園につきましても、クアハウス岩滝につきましては、町の直営施設として約20年ほど運営をしてきたと、野田川森林公園につきましては、財団法人としての運営をされておられたということでございまして、その当時の運営のスタイルでいけば非常に、この指定管理料の部分、いわゆる見出しの部分が高くなってたのではないかなという認識をしております。

ただ、今後、この指定管理料の乱暴な高騰といいますが、この部分については、私どものほうは、いわゆる指定管理者のほうとの合意を図る中で、ましてや、これは随意契約でやっておる部分でございませぬので、いわゆる指定期間の中で最終的に決着をする部分かなというふうに認識をしております。また、下の野田川森林公園のいろんな研修棟だとか、屋内交流広場、屋内交流広場につきましては、ゲートボールをされておられたということで、非常に稼働率が低い施設もありますので、状況によっては、そういった古い考え方を、やはり180度変えていく時期にもきておるのかなというふうなことで、それはいろんな関係者と総ぐるみで、また、議員の皆様のほうと知恵をいただきながら展開を図っていかねばならないというふうに思っております。

それと、先ほど申し上げられました、その施設の将来価値という部分につきましては、企画財政課のほうが所管いたします公共施設のあり方白書をですね、つくる経過の中で、これから展開を図っていくという部分もございませぬので、そういった部分ともかけ合わせながら検討していくということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 課長のおっしゃるとおりですね。公共施設のマネジメントに合わせて、また、今後、そういったところを見直していくということでもありますので、ぜひ、そういったことを考え

ていただきたいというふうに思います。双方を発展していくならいいんですが、負の方向に走ってしまうと、管理者もご苦労ですし、町も行政も何をしておるんだと、こうなりますし、町民にも何のメリットもないということになりますので、そこら辺も十分、施設のあり方というものを検討していただきたいというふうに私は思っております。

それでは、次にですね、町長にお聞きしますが、今後は、そういった老朽化も控え、維持管理費がかさんでくると思います。それで指定管理者も現在の経営状況では資本金を食ってしまい債務超過になるような可能性が、個々で見受けられますので、そういった本当に、それで町のためになっていると思われるのかどうか、また、管理者の各人のためにもならないと思いますので、行政管理もですね、双方のためにならないことをいくら追いかけても、それは意味がありません。私の思う基本的な指定管理とは、民間のノウハウによって施設をどう生かし、活力ある施設運営をしていただくかが指定管理制度だと、私は考えておりますので、指定管理料で営業を成り立たせるような感覚では、全く意味がありません。今後、そういった施設運営について、町長は、どのように考えておられるのか、その点をちょっと伺っておきます。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいま議員が例に出されました岩滝クアハウス、また、野田川森林公園につきましても、それぞれ独自の取り組みをされるようになってきております。例えば、クアハウスであれば、町内で行っております「まちグルメ」への参加、あるいは館内での町内で生産をされた物品の販売、あるいは各イベントに対しての積極的な参加など、そして、森林公園であれば地酒を楽しむ夕べなど、それぞれの企画力でもって、その施設を盛り上げるための取り組みをなされ始めたのかなというふうに、私自身も考えております。

こうした、それぞれの管理者の皆様方の努力というのは、これから一層、求められるものであるのではないかなというふうに思っておりますし、そうした努力に対しまして、私どもも積極的にかかわっていききたいなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、これから公共施設マネジメントをしていく中での議論になるのかなというふうに思いますが、指定管理のあり方については、これから、より深い協議が求められるだろうというふうに思っておりますし、私どもも、そうした時期に差しかかっているというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） それでは、時間がありません。次に移ります。次に決算書の239ページの道路新設改良事業について、建設課長にお伺いしたいと思うんですが、岩屋峠から岩屋川線の整備がちょっと手間取っておるように思うんですが、順調に進められているのか、また、完成時期はいつごろなのか、それと府の事業だと思いますが、岩屋川改修時に、若干家屋に問題が出ていたようですが、そのことによって橋のかけかえができない状況だったが、地元の農業者からは、橋の要望を聞いております。今後、どのような計画になっているのか、あわせてお聞かせください。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 2点のご質問でございます。まず、1点目につきましては、岩屋川の関係でございます。岩屋川線の部分につきましては、今は1名だけ用地買収のほうに、ちょっと手間取っておるというふうな状況でございます。特に岩屋工区の一部が、まだ、ちょっと進捗が悪いとい

うふうな状況でございます。ただ、岩屋川線の幾地工区の部分につきましては、既にもう今、舗装を最終的にやっております、ことしじゅうに開通をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の岩屋川の関係でございます。これは岩屋川を改修するときに橋のかけかえをしようというふうな話がございます。ただ、この岩屋川の改修をする際におきまして、非常に土質がやわらかいというふうなことがございまして、河川の改修の部分で、いわゆる遺跡を上流に持っていかなければならないというふうなことがございまして、その水路をつける際に、そういうふうな家屋に損失補償を発生させたというふうな事例がございます。今現在、京都府のほうで最終的に、その損失補償の部分につきましては、調整ができたというふうな状況でございます。

ただ、今の橋の部分で農業者のほうから、そういうふうなご要望をいただいております。これは、私も承知をしております。ただ、町は、これは当初は京都府さんのほうで橋をかけるというふうな話でございましたけれども、土質調査をする中で、今の、そこに橋をかけると、今現在、家屋の部分が、また、同じように被災を受ける可能性があるというふうなことがございまして、できるだけ幅を小さくしたいというふうな調査まで京都府のほうでお世話になりました。ところが、それにしても、なおかつ家屋のほうには、いわゆる被害が生じてくるというふうな可能性があるというふうな見解でございました。それを町のほうに受けて、今、町のほうはいろいろと算段をしておるわけでございますけれども、私個人的には、そうやって、いろんな調査をする中で家屋に被災が出てくるというふうなことがあるわけでございますので、その部分をリスクを冒してまで橋をかけるというふうに、私は思っておりません。

その場合は、やはりきちんと調査をさせてもらう中で、やはりそういうふうなデータとして出てくるという可能性がある場合には、やはり町は、そういうふうな公共工事をするべきではないというふうに思っております。これはいろんな、京都府さんのほうにも、いろんな角度で調査をさせていただいたというふうな経過がございますので、私といたしましては、そういうふうなリスクが伴うような公共工事の部分については、町はするべきではないかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 時間です。

1 5 番（多田正成） 聞きたかったんですが、時間がありませんので、終わります。

議 長（今田博文） これで、会派代表の質疑も全部終わりました。

したがいまして、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

和田議員。

2 番（和田裕之） 失礼します。それでは、日本共産党与謝野町議員団を代表して2013年度一般会計の決算認定に対する賛成討論を行います。

昨年度は総合計画後期基本計画の最初の年であり、後期計画に掲げられた与謝野町流のまちづ

くりを進めるため、新たな前進の第一歩として重要な年度でした。一方、第二次行政改革の初年度でもあり、来る合併10年目の地方交付税の大幅減税に対し、どう行財政を見直し、財政危機に立ち向かうのかという課題もありました。つまり相反する二つの課題を調和させ、町民の安心・安全のまちづくりを進めつつ、新しい協働のまちづくりを前進させることが求められていたわけであります。

昨年度予算の内容は、当初、通常経費の削減のため5%カットを目指しましたが、目標どおり達成せず、全ての職員給与の一律3%減、特別職は5%減を行い、予算編成が行われました。主な施策では、防災対策、浸水対策、学校施設や通学路の整備、DV被害者支援対策、自殺の防止対策、子宮頸がんワクチン無料化、広域ごみ処理施設整備、命の里事業でのXキャンプ事業と、与謝野町産品の宣伝施設づくり、また、地域ぐるみでの地域資源を生かした元気な村づくりと集落営農組織の立ち上げの拠点づくりの支援、原発事故の防災計画見直し、不登校や引きこもり対策、学校プールの整備、そして、明石公民館の新築、大江山運動公園体育館の改修などが計上され、住民の安心・安全を最優先する決算であったと評価をしております。また、特別会計ですが、国保税を引き上げさせないため、一般会計からの繰り出しをしてきた点も評価するものであります。

その上で、以下の点について指摘をしておきたいと思っています。

一つ目は、協働のまちづくりの課題です。与謝野町では、この課題が大きく変化、発展をつくり出した年だったと考えています。しかしまだまだ、地域住民を巻き込んだような取り組みにならなっており、全面的な分野での協働のまちづくりの具体化が求められていることです。そのことは、これからの行政運営とまちづくりの上からも住民自治、住民の向上が非常に重要な課題であり、同時に来る合併10年目の地方交付税の大幅な削減に、どう立ち向かうのか、この意味でも避けて通れない課題であります。このことは、私たち日本共産党議員団が繰り返し主張してきたように、地域協議会をつくることでしか住民を巻き込むような取り組みは不可能であると考えています。その意味でも今、町長自身が提案し、課題になっている庁舎問題を含めた機構改革は住民参加を基軸に置いたものが強く求められていると考えています。

二つ目は、一層の情報公開と住民参画を保証した行政運営が欠かせないという点です。住民の合意形成が軽視された行政運営では、新しい時代の地域社会に合わないと考えています。全国では、まだまだ、従来型のトップダウンのような行政運営が多いわけですが、さまざまに多様な住民がいるわけであり、とても納得が得られません。開かれた行政運営と住民参加のまちづくりの一層の発展をさせることです、この8年間つくり上げてきた与謝野町流の行政運営、まちづくりは住民を信頼し、住民の声を聞き、住民の知恵と協力を集めた運営と住民自治をつくり始めたことであると考えています。まさに協働のまちづくりであり、与謝野町流のまちづくりです。今後ともこの立場を堅持して一層の発展を期待するものです。

3点目は、この町が京都府下で最下位クラスの所得であることが長い間の課題でもあり、この低所得者対策を拡充させて、住民皆さんが笑顔で暮らせるように願うものであります。

4点目は、国や京都府の言いなりではなく、本来の地方自治体らしく住民の声をしっかり聞き、その立場に立って行政運営を進めていただくことであります。その意味では、消費税増税や社会保障制度の大改悪、原発の再稼働、TPP問題、Xバンドレーダーの米軍基地と戦争する国づく

りの問題など、こうした住民無視、住民不在の反動的な政治、道理のない国や京都府の政治にはきっぱりと反対するなど、筋を通し、町民とともに進める民主的な行政運営を貫いていただくことです。

今、述べましたような政治情勢のもとで地方自治体にとって、昨年以上に厳しい状況になると思われます。理事者と職員の信頼、住民との協働をしっかりと強め、全職員一丸となって住民の命と暮らしを支え、町民参加の与謝野町をさらに前進させるためにご奮闘いただくよう期待をするものであります。

最後になりましたが、自治体運営、まちづくりの、その調整役、推進役は町職員であります。総合計画の達成という目標に全ての職員が信頼し合い、団結して展望とやりがい、ロマンを持って進めていただきたいと考えています。町理事者としても職員に対し伸び伸びと、能力が存分に発揮できる環境整備を整えていただきたいと思います。

以上で、賛成討論といたします。ありがとうございました。

議長（今田博文） 次に、本案に対する反対意見の発言を許します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、平成25年度一般会計の決算認定の賛成討論をさせていただきます。

平成25年度は幸いなことに大きな自然災害もなく、降雪も少なく、暑さだけは十分にありましたが、穏やかな年度であったと感じております。

平成25年度一般会計当初予算は、第一次与謝野町総合計画の後期基本計画と、第二次与謝野町行政改革大綱の初年度となり、その第一歩を踏み出す非常に重要な年になるとの認識で提案されたものであります。

町を取り巻く非常に厳しい財政状態の中、予算編成時は通常経費の5%カットを目指しましたが、社会保障費の増大などで、わずかな削減でありました。しかし、一般職員3%、特別職5%、議員5%の削減をいたしました。また、各種団体の補助金も5%カットなど、住民にも痛みの伴う緊縮型予算で始まりました。当初予算の歳入では4億2,000万円を財政調整基金から繰り入れて総額109億9,100万円でありましたが、今回の決算では財政調整基金繰り入れはありませんでした。一般会計の歳入総額は112億9,603万2,025円となっております。歳出総額は110億6,153万4,298円となっており、翌年度の繰り越しを引いた実質の収支額は2億872万5,727円の黒字となっております。

歳入については、自由に使える一般財源は77億8,362万円余りで、そのうち町税などの自主財源は20%しかありません。非常に弱い財政力となっております。地方交付税は55億7,498万円と、前年度よりふえております。歳入のほぼ2分の1を占めております。各種の事業によって起債した町債、いわゆる借入金は9億7,332万円余りとなっております。また、歳出としては地域の活力の源である投資的経費は8億1,119万円と、平成24年度より26.5%減っています。人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が49億3,756万円と、歳出の44.6%を占めているのも気になるところでありますし、経常収支比率が89.7%となって、平成24年度より2.4ポイントふえて、財政の弾力性を失いつつあることが見てとれます。平成25年度の事業としては、第3回全国女性町長サミットが開催されました。また、丹

後2市2町の路線バスの200円バスの運行も始まりまし、税などの公共料金のコンビニ収納サービスも始まり、住民の利便性の向上が図られました。

また、子育て環境の整備にも着手し、子ども・子育て会議を設置して審議をしていただき、認定こども園設置の答申を受け、施設建設に向かう環境が整いました。また、地球温暖化対策事業では、公共施設における照明のLED化も大きく進んでおります。地域コミュニティの拠点施設となる地区公民館整備事業では、明石地区公民館の新築工事に向けて、土地造成工事を行いました。広域ごみ処理施設の建設に向け、宮津市、伊根町、与謝野町で構成する宮津与謝環境組合を平成25年4月に設置し、環境調査の成果も公表し、事業実施に向けて前進しております。

東日本大震災の教訓を生かした地域防災計画の改定とハザードマップを作製して、住民に配布もされました。安心のまちづくりも進められております。産業振興については、産業振興会議から中小企業の力を引き出す環境整備の提言書が出されましたし、観光面では海の京都構想による実践者会議から観光の町を目指してのマスタープランも作製され、新しい与謝野町の産業と観光の向かっていく基盤が整いつつあり、与謝野町の将来に向け大きな一歩を踏み出すことができたと感じております。

今後、加悦中学校改築、認定こども園の建設、広域ごみ処理施設建設など、多額の財政需要が目前に迫っている中、行財政改革の推進とあわせ長期的な展望による効率、効果的な財政運営と財源の安定確保に積極的に取り組み、住民と協働し、住民福祉の向上と活力あるまちづくりが推進されることを強く願っております。

最後に、町長は議員のとき、予算編成過程の可視化を主張されていまして。平成27年度の予算編成に、このことが生かされるよう期待をし、太田町政最後の平成25年度一般会計決算認定の賛成討論といたします。以上、終わります。

議長（今田博文） ほかに討論はありませんか。

江原議員。

6 番（江原英樹） 本決算の認定に当たり、賛成の立場で討論をしたいと思います。

ちょうど8年前、前町長の苦悩の中で選択、英断された3町合併の当初決算の経常収支比率は94%、高い数値でした。現在は89%で推移をいたしております。財務諸表指数は単年度の政策をしっかりと捉えて表現されますが、過去、未来の政策にも大きく左右されるのはもちろんです。私が賛成討論において、1点だけ強調いたすところは、自治体の政策、施策を推進する過程において、しっかりとした基本哲学を持ち、ぶれない姿勢が保たれると、そうして、それを住民が共有し、協調と協働によるまちづくりが行われてきたところであります。

本議会においても、町民の幸せな暮らしについて、多くの議員が価値観、基本哲学の分野にわたって質疑がありました。これは将来にわたっての政策推進に大きな評価をしてもいい点ではなからうかなというふうに感じます。

さて、そこで与謝野のまちづくりは、すなわち国が外交、国防政策を通じて国民に忍耐を強いる、この歴史の連続であった中で、地域自治体は町民の暮らし、財産、命を守るため、行政と住民の協調と協働において、すなわち身の丈に合った手づくりの施策を基本哲学としてきた与謝野町の自治体は、いわゆる与謝野町流として高く評価をされてきました。

そこで、本決算において二つの種がまかれました。それは中小企業条例によって地域循環型経

済を基本理念とする産業政策、二つには、認定こども園をよりどころとする子育て政策、これは、これから山添町長が重点施策として打ち出している施策と合致するわけでございます。こうした点において、将来に大きな期待を持ちたいところでございます。

以上、町民の幸せを基本と住民本位のぶれない姿勢で推進された本決算を評価し、最後になりましたが、太田町長及び、よくサポートしていただいた堀口副町長のご労苦をねぎらいまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

議 長（今田博文） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第83号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第83号 平成25年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで11時15分まで休憩します。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時15分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

和田副町長から発言を求められております。

和田副町長。

副町長（和田 茂） 貴重なお時間を頂戴いたしまして、特別会計の決算の審議をいただきます前に、私が初日、提案説明をさせていただきました中で、数字を誤って読み上げをさせていただいた部分がございます。水道事業会計で決算書では620、621ページになります。決算書の620、621ページの款が資本的支出で第1項建設改良費です。第1目拡張改良費の中の第2節工事請負費の額を提案説明では6,155万円と説明を誤っていたしております。正しい数字は610万1,000円ということでございます。提案説明に当たりまして、誤った説明をさせていただきました。申しわけございませんでした。訂正のほう、よろしく申し上げます。

議 長（今田博文） 次に、日程第2 議案第84号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、特別会計簡易水道事業につきまして、質問をさせていただきます。

まず、あらかじめ議長にご承認をお願いをしておきたいんですが、特別会計ですので、一般会計の繰り出し、繰り入れの部分と関連がしてまいりますので、そういった表現をするかもわかりませんが、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、まず、水道課長に質問をさせていただきます。一般会計の将来負担比率が大きく下

がったということを一般会計の審査の中でも伺ってありましたところですが、原因としては公営企業会計繰り入れ見込み額が約8億円下がったことによりますが、その繰り入れが下がったというのは簡水への今後の繰り入れなしというふうに考えておいてよかったのでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。水道会計のほうの額といたしましては約1億円ぐら下がったということでございますので、そのほかの要因もあると思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） 簡水なんですけれども、水道会計ではなくて簡水でよかった。簡水と理解してよろしいですか。

はい、わかりました。それでは、参考資料の47、48ページ、15の欄ですけれども、基金の残高調書の18項の欄ですけれども、簡易水道財政調整基金が7億7,000万円、19欄には簡水減債基金4,400万円、合計8億1,500万円、今後の簡水の事業運営としましては、この基金を暫時取り崩しながら事業運営をしていくというふうに考えておいてもよかったのでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今後、料金改定をどのような形で考えていくかという含みもあります。基本的には、今、ご指摘のように、今ある基金を統合後に少しずつ取り崩しながら経営を持続させていこうという考えでおります。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） それでは、参考資料の195ページなんですけれども、平成28年度、上水道統合へ向けて施設整備を行いましたというふうに記載をさせていただいておるところでございます。これが上水道、上水ということになりますと、法的ということになってまいるといふふうに理解をしておるんですけれども、繰入金はないということになってこようかなというふうに思うんですが、さらには補助金を入れて、そして、独自運営というふうになるというふうな見方をしたんですけれども、そういう見方でよろしかったでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今、ご指摘がございましたように上水道に統合いたしますと、基本的には一般会計の繰り入れはできないという状況になりますが、一つ特例がございまして、簡易水道事業で起こしました起債の元利償還金、この部分については、繰り出し基準というのが総務省から出されてございまして、その基準でいきますと、公債費の2分の1、元利償還金の2分の1については、一般会計の繰り出しを行ってもよいというふうな形になっております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） そうしますと、簡水から上水になったということになりますと、発行済み額の、今、起債残高があると思うんですけれども、その起債残高が、この平成25年では64億1,400万円程度だったと思いますけれども、その2分の1が交付税措置をされるというふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今、おっしゃいましたのは、元金の残高になりますので、利

息も含めて2分の1までは繰り入れはできると、ただし、従来、簡易水道、今現在ですが、繰り出した基準に基づく部分については、交付税措置が100%なされております。上水道統合後ににつきましては、今、申し上げています繰り出し基準満額について繰り出しても、今は100%ですが、統合後は、その2分の1という形が交付税措置をされるということでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） そうしますと、元金だけを考えますと起債残が64億円で、今、先ほど申し上げました基金残が約8億円、64億円から8億円を引いて、そして、交付税措置額が64億円のうちの4分の1額程度ということになりますと21億円ですので、64億円から8億円を引いて21億円を引いた残りが実質債務というふうに考えてよかったですでしょうか。

議 長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご指摘のとおりでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） ということは、実質35億円を債務負担をしながら、この上水になりましたときには運用していかなければいけないというふうに考えておいて、まず、間違いはないということですね。

さて、水道料金のところなんですけれども、こういった債務を抱えながら平成18年度から現在に至るまでの基本料金、経年的に実は下水道のほうもそうなんですけれども、業務状況に関する調べというのは、これぐらいございまして、たくさん資料をいただきました。そういう中で平成18年度から基本料金1,500円、超過の場合は160円、1カ月10立米の場合は1,500円、1カ月20立米の場合は3,100円と、維持してこられたということであったんですけれども、一方で給水原価というところがございます。要は1立米当たりにかかる費用というところなんですけれども、そこにつきましては、平成18年度で1立米にかかる費用が185円、それから、平成25年には270円と146%ぐらいのアップになってきております。

一方で利用人口というのは平成18年で1万8,943人でありましたけれども、平成25年には1万7,474人と、92.2%となって、8.8ポイント減になっております。これらの要件を加味をしまして、上水道会計にも移行をしたというような場合の対策というのは、何か考えておられますでしょうか。

議 長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。まず、給水原価の関係についてですが、これにつきましては、計算の中で公債費の額が大きく、その単価を引き上げているということがございます。この公債費のピークが今現在で平成33年あたりだったと思うんですが、そこまでは、この給水原価も上がり続けるというような状況になるであろうと思っております。

しかしながら、そのピーク超えますと原価自体は徐々にまた、下がってくるというふうになります。ただ、そうだといいましても、今現在、給水収益、いわゆる使用料で収入を得ておりますのが3億円ちょいでございますので、公債費を見ますと3億円を超えていますし、ピーク時では4億円近いお金になるということですので、全く運営ができないというようなことがございます。

その辺につきましては、どのような方策を練るかということですが、これが、先ほどから申し上げております一般会計からの繰り出し、この部分につきましては、繰り出し基準を満たしていただ

くことで状況が大きく変わってくるということがございますので、その部分について統合後も含めて中長期的に今現在、一般会計側と調整を進めているということでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 先ほど給水原価のお話をさせていただいたんですけれども、福知山の例をとってみますと、かなり、近年は150円から160円ぐらいの範囲で推移しているということございました。一方、供給単価、要は売り上げ、立米単価に対するものですが、福知山の場合は150円程度で動いているということございましたけれども、水道料を今後、引き上げていくというようなことというのは、この事業を推進をする中で考えられておりますでしょうか。

議 長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。料金の値上げ改定についてですが、皆さんもご承知のように、平成24年9月定例会におきまして一度、簡易水道の料金値上げを提案をさせていただいております。

結果といたしましては、否決でございましたので、改定は行っておりません。しかしながら、平成24年時点から今の状況は予想を大きく変わっていない、ほぼ近い状態で推移しておりますので、経営的に困難な状況が継続されているという状況です。したがって、何らかの方策を練らない限り、料金改定は避けては通れないという状況でございます。

実は、この3月議会まで私のほうといたしましては、平成27年度からですか、値上げを、上水も含めてさせていただくような検討をさせていただくことを申し上げておりました。しかしながら、町長もかわりまして、いま一度、先ほどから申し上げております統合後の繰り出しにつきまして、再度、調整をお願いしておりますところでございます。今現在、平成24年当時の繰り出しよりふやしていただくというような検討をいただいております。したがって、料金改定は避けては通れないと思っておりますが、その改定時期については、その繰り出し額によりますが、後へ送っていきたく、できるだけ後へ送っていきたくというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） はい、わかりました。実は、この水道事業会計、簡水から上水にかわったときの、この事業会計そのものを今の水道料で維持をしていくということを仮に想定をしたとしますと、どれぐらいの水量を提供すれば、維持ができるかということは計算をされたことはございませんでしょうか。

議 長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。水量というふうにおっしゃいましたが、その計算はしておりません。ただ、今よりもふやしたい額というのは1億円以上、毎年、引き上げれば何とか形がとれるのではと、1億円、今、私のほうが想定しております将来の年度ごとに1億円ずつ乗せていけば、何とか形がとれるのではないかなということでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 実は、このような質問をさせていただきましたのは、下水道とも絡んでくるんですけれども、以前に下水道課長とお話をさせていただいたときに、下水道料金を維持をしていくか、あるいは低額に抑えていくためにはどうする方策があるかなと、そんなお話をさせていただいたときに、水を使う企業が来てくれれば、その分だけ助かるなど、そんなお話がありました。

そういう意味で、要は、そういった大きな企業が、仮にですよ、来てくれて、誘致をした場合に、その水道供給が果たしてできるのか。そして、その供給をしたものが、下水道に絡んでくるんですけれども、下水道処理として環境課も絡んでくるかもわかりませんが、処理ができるのかというところを、ちょっとお聞きをしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今現在、水道施設につきましては、その計算の施設能力の持ち方の計算が、いわゆる人口の増減を何年間かのスパンをもって見通して、それを将来に当てはめて能力を決めています。したがって、そこに、いわゆる大きな企業さんが突発的に入ってこられるといった場合については、それらの計算が入っておりませんので、能力的にはしんどい状況が生まれるということにはなりません。

ただし、施設的には随分と余裕を持った形での計算になっておりますので、まだ、そうでなくても、少しずつですが、各水道管の応援ができる給水体系を敷いてますので、どの程度の水を使われる企業さんが来られるかにもよりますが、大抵であれば何とか対応ができるというふうに考えております。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 今の質問に関しまして、下水の処理ができるかというお話につきましてお答えしたいと思いますが、今の水道課長の話にもありましたが、どのような企業が来て、どのぐらいの量を排水されるかということが大きなウエートを占めてきますので、今現在、浄化センターの処理能力としましては、まだ、実績がすき間がある状態でありますので、その中で動かせる範囲であれば可能だとは言いようが、今のところはございませんので、そのぐらいの答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） どんな企業が来てからということではないんです。要は一般会計の分の繰り出しの分が今後、出ていくということがございます。水道会計、簡水のほうへ繰り出していくと、あるいは補助金として出ていくと、あるいは下水道会計のほうにも出ていくということになっていく可能性が高いだろうというふうに思われるわけで、その中で、今の単価を維持をするというふうにしたときに、この事業会計がある程度抑制をされて維持ができる。そういう体制がとっていただきたいという、そういう思いがございます。

そういった意味で、この前の質問の中にもありましたが、企画財政課長の質問の中にもありましたが、各事業会計ごとに、その事業計画がわからないということがございましたので、各会計ごとに事業計画をつくっていただきまして、起債の償還ピークを各三つの会計がどのようになっているのかというところを一定、見えるようにしていただけたらというふうに思います。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。水道、これは簡易水道も上水道も含めて、あえて水道と言わせていただきますが、これにつきましては、今現在、私どものほうでは平成50年までの計画とありますが、シミュレーションを持っております。そんな中で平成40年ごろ、これが一番しんどい時期になるということで、そこをどう乗り切るかという考えを持っています。その中で、今回の平成10年ごろから簡易水道施設については、大改修を行ってきているわけですが、昭和

30年、昭和40年代から大体、周期として30年から40年たてば、次の改修をしなければならぬということを考えていきますと、平成10年から改修をしていますので、それに30年、40年足しますと、平成40年、平成50年という話になってきます。

今、申し上げましたように、平成40年が一番しんどい時期のところへ来て、新たな改修を考えていかなければならないというようなことが、過去の形を当てはめると、そういったことが考えられてきます。そういうふうなことになる場合に、いかにして、そこを乗り切るかということが今、私のほうでは非常に頭の痛いところですが、ただ、ここで申し上げておきたいのは、これはあくまでも水道担当としての思いでございますが、やはり料金の値上げについては最終手段とさせていただきたいと、これはもう使用者の皆さんに負担を強いるわけですので、そういうふう

に考えております。
したがって、先ほどから繰り返し申し上げております繰り出し基準ですね、これについては、これは本来、簡易水道が少ない給水人口の中で経営をしなければいけないということに対する格差を是正するための措置でございますので、その部分についてはしっかりといただいた上で、それでもなおかつという場合に料金改定というふうな形にしなくてはならないと、私自身は思っております。

したがって、そういう意味では一般会計をしんどい状況へ追い込むことになるのかもわかりませんが、そのあたりをいかにうまくバランスをとっていくかということについて真剣に協議してまいりたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） 一般会計を苦しめることなく、さらに水道料を引き上げることなく維持をしていただくような事業計画を策定をしていただきたいなと切に願うばかりでございます。私もいろいろと、何かいい対策がないか真剣に考えてみたいと思っております。

よろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。終わります。

議長（今田博文） 議会運営委員会の伊藤委員長から、議会運営委員会を開催したい旨の申し出がありましたので、昼食時間には少し早いですけれども、昼食時間の休憩に入りたいと思えます。

午後1時30分より開会します。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午後1時30分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き平成25年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を続行します。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、水道課長に桜内水道の関係で、この間、請負契約の締結があったわけですが、ちょっと私ども、そのときに、よう聞かなんだんでお願いをしたいと思っております。

この参考資料の195ページですか、実施設計の業務委託料787万5,000円ということで、出ておまして、これによって現在、進めていただいておりますが、今回の、この設計といいますか、改良によりまして、桜内自体の給水能力はどのぐらいほどアップするということになっておりますか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。現在の桜内浄水場の施設能力は、97トンが1日の能力です。それを216トンに今回、改良するというところでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） ことしから、この前年度の比較表が桜内水道の分が与謝水道に包含されまして、ちょっと私ども見にくいんですけども、去年よりここの給水人口自体は、去年というか、平成24年度、平成25年度ではどのくらいふえとるという計算になりますかな。

といいますのは、まさにこの桜内水道はですね、このリフレによって支えられていると、こういう状態になっとるし、これからも、そういう格好で非常な、どういいますか、大きな役割を担っていくと思っとるんですが、ここの給水人口がどのくらいふえているか、ここのところが知りたいんですけど。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。大変申しわけないんですけども、改良の計画で使っております人口が91人ということにしておりまして、今までの比較というのがちょっとわかりません、済みません。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、課長もう1点だけ質問します。この桜内水道も補助金を受けるということで事業を進めていただいとるんですが、当然、規格には国の基準を満たす必要があるわけですけど、東北大震災以降ですね、いわゆる沈砂池でありますとか、あるいは配水池等については地震動に対する基準が非常に厳しくなっておりますと、このように聞いておりましたね、それがレベル2なのか、3なのか、わからんわけですが、その辺の構造計算も含めてですね、安全度に支障のない設計になっていると思うんですが、この設計では、そういうことを十分加味してお世話になっておりますか。

議長（今田博文） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。当町では、最近の施設改良につきましては、震度7程度の地震において、その能力に支障がない程度、微々たるクラックとかは入ったにしても、その施設の運転を阻害するような形にはならないというような構造で設計をさせていただいております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、課長、今の話なんですけども、いわゆるせん断破壊であるとか、せん断の体力ですね、そういったものは十分、当然、計算上、見ていただいとると、そういう認識でよろしいですね。終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第84号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。
よって、議案第84号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第3 議案第85号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第85号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。
よって、議案第85号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第4 議案第86号 平成25年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、下水道会計につきまして、ご質問をさせていただきます。
下水道課長、お願いします。特定環境保全公共下水道事業、これは加悦、野田川というところだと思いますし、これをちょっと特環というふうには呼ばさせていただきたいと思います。それから、下水道事業が岩滝ということで下水と。このあと特別会計、農業集落排水が、また、別個にありますけれども、ここはちょっと割愛をさせていただいて、質問をさせていただきたいと思いません。
まず、平成25年度の特環利用者というのが1万5,889人分の1万210人、64.2%の利用率ということでした。
下水につきましては5,989人分の4,905人、80.9%の利用率と、全部、農水も農集も合わせますと、全部合わせますと2万2,149人分の1万5,290人、いわゆる69%

の利用者というふうに数字上はなっていました。

平成25年度の人口が2万3,492人でありましたので、2万2,142人を除した人数、いわゆる1,350人が当該事業の対象外の人口であるというふうに理解をしておりますけれども、いわゆる1,350人につきましては、合併浄化槽対象者というふうに考え、今現在も、この1,350人の中でも合併浄化槽を個々に敷設をされておる人口があるというふうに考えておりますけれども、それで間違いないでしょうか。

議 長(今田博文) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) 今、議員のほうがおっしゃいますとおり、下水道、農業集落排水以外に浄化槽を含めまして、町全体の人口であるということで、シェアといたしまして、下水道が95%、それから浄化槽が4%、農業集落排水が1%という、これ計画人口でございますけれども、そのようなシェアとなっております。

議 長(今田博文) 小牧議員。

3 番(小牧義昭) そこで、下水道では平成18年に6,453人から、利用者ですけれども、下がり続けて、特環のほうでは平成24年に769人減少をしているというふうに、少し利用人数のほうが増減に転じるということがございます。現在の下水道におけます起債残高が116億6,800万円程度だろうというふうに考えておりますけれども、数字上ですけれども、あらわされておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

議 長(今田博文) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) 下水道につきまして、起債残高でございますが、全体といたしまして110億円ほどの起債残高がございます。

それで、また後ほど質問があるかもわかりませんが、起債残高のピークは、もう既に過ぎておりまして、今はだんだん減っておる状況でございます。

議 長(今田博文) 小牧議員。

3 番(小牧義昭) 水道課でご質問をさせていただいたのと同じ質問をさせていただくんですけれども、起債残高が116億円ほどで、基金が積み上げてありますのが5,100万円程度、差し引きをして交付税措置額というのは、どれぐらい、この中で充当をされるのか、もしわかればお願いいたします。

議 長(今田博文) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) 交付税につきまして、非常に複雑な計算式になっておりますので、単純に、こうだというようなご説明はできませんけれども、基準内繰入額と交付税とは、また異なります。

基準内、一般会計からの基準内繰入といいますのは、起債の中でも100%充当されるものもありますし、それから50%を切るようなものもありますので、我々も総じて50%というような理解はしておりますけれども、そのようなことで、単純に、このようだということは、なかなか申し上げにくいんですが、平成25年度の基準内繰入額が4億3,078万4,000円に對しまして、交付税といいますのは、その73%相当額が交付税として町のほうに入っておる状況でございます。平成25年度分でございますけれども、基準内繰入額と交付税とはイコールにならずに乖離しておるというようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長(今田博文) 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 今、私がちょっと質問をさせていただいておりますのは、全体像の起債残高が116億円ほどあるんですけども、繰り入れのほうを法非適ですので、繰り入れされたり補助金を入れられたりだとか、下水に関してはされているというふうに思っているんですけど、その繰り入れの中に交付税措置がされているという金額を聞いているのではなくて、今、起債を会計独自で発行をされていると思いますけれども、その残高が116億円ほどありますので、水道会計のほうでご質問をしましたように、起債残高に対する交付税措置額というのがどれくらいあるのかなということをちょっとお尋ねをして、そして最終的に実質借金が、要はどれくらいあって、これを将来、負担をしていかなければいけないのかというところが、ちょっとお聞きをしておきたいところでございます。

議長（今田博文） 課長、時間がかかりますか。いけますか。
暫時休憩します。

（休憩 午後 1時47分）

（再開 午後 1時49分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。
西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 貴重な時間を頂戴しまして申しわけございませんでした。

細かい計算をしなければなかなか算出できないんですけども、おおむね起債額の、償還額の2分の1程度というふうなことでご理解いただければと思います。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） はい、わかりました。55億円ぐらいを負担をして、あと預金をつぶしながら運営をしていくと、償還ピークにつきましては、もうピークを過ぎたというふうに理解をしておいたらよろしいわけだと理解をしました。

さて、先ほどちょっと触れましたけども、利用者の人口が2万2,142人分の利用人口が1万5,290人、69%、これが仮に100%を利用をさせていただくというふうに推定をして、その場合における下水道料金は、今の状況で維持をしていけますでしょうか。もし試算があればお示しをしていただけたらと思います。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 下水道収納金につきましては、基本的に、その対象となりますものが、維持管理費、それに加えて資本費、これが本来、使用料の算定の基礎となるものでございます。

ですが、旧町時代に、それぞれ使用料を設定したわけでございますけども、その時点で資本費まで含めると、もう高額な料金設定になりますので、資本費はもう対象から外して、維持管理費だけを徴収の対象としたという経過がございます。

合併に当たりまして、その旧町時代の、その料金設定の考え方をそのまま踏襲して、料金設定をしておりますので、仮に計画人口全てが繋がりますと、今、現行料金で料金の収入をいたしましても、資本費までは賄えないという状況は、もう目に見えておりますので、水道会計のほうでもありましたけれども、料金の改定につきましては、タイミングは今なかなかはかり知れませんが、料金改定する時期は、しなければならぬ時期はやってくるというふうなこと。

それと、料金設定につきまして、維持管理費につきましても、現在、京都府のほうに納めてお

ります維持管理費プラス町の経費の分がございませう。その中で今現在では京都府への負担金の支払い、その料金の中で何とか賄えておる状況でございませう。

そして、町の経費まで、幾らか回収ができておるといふ状況でございませうけども、また今後、京都府への支払いにつきましても、少し厳しい状況になってくることが予想されまので、この料金改定に当たりましては、慎重かつ、どういふんですかね、適切な料金の設定ということも時期も考へて、今後は俎上に載せていくといふふうなことで考へております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、平成18年から繰り入れを、平成18年、平成19年、平成20年、平成25年までの間、毎年ですけれども、平成18年ですと2億3,000万円、平成19年3億6,000万円、平成20年2億7,000万円、3億5,000万円、3億7,000万円、3億6,000万円、平成25年は3億5,000万円といふことで、繰り入れをされてきましたけれども、この部分については営業収入の中で見ているけれども、資本的支出の、いわゆる補助金、補助費の中の補助金として出てきている部分については、今現在の料金体系では賄っていけないといふふうに理解してよろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 営業収支の営業支出分の資本費相当分ですね、それについては賄っていないといふ状況でございませう。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 一般会計のほうは繰り出し、こちらは特別会計は繰り入れということと、補助費と補助金といふことで入ってきておりますけども、かなり一般会計に負担をかけるといふようなことが起こってるんですけど、一定のピークを、償還のピークですけれども、越えたといふことですけれども、この繰入補助金に対してのピークといふのは、大体、どのあたりとか考へておられますでしょうか。これがピークで大体、このまま推移をすると、そんな感じで考へておられるのか、そのあたりをお聞きをしておきたいと思ひます。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 繰入金のピークでございませうが、当課で想定しておりますのは、平成29年ごろがピークになるであろうといふふうなことで考へております。

それから、償還でございませうけれども、償還金、残高自体は、もうピークを過ぎておりますが、今、元金償還の償還額自体は、まだもう少し、ここ数年ふえてきます。その間は一般会計からの繰り入れもふえてくるであろうといふふうなことで思っておりますが、それが平成30年、平成31年ごろから償還額自体も前年対比では減ってくるといふふうなことで把握しておりますので、そういったことから考へまして、収支全体バランスを見ますと、平成29年に一般会計繰入金のピークが来るであろうといふふうなことで想定しております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 他の自治体の比較を、私も実は、まだしておらんですけれども、下水道料金の設定といふのは、大体、当町が設定をしております額と、ほぼ余り差異はないいんでしょうか。近隣の自治体で結構でございませう。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 近隣の調査は、ちょっと行っておりませんので、比較はできませんけども、全体の印象といたしまして、当町はどっちかといいますと、低いほうの部類に入るだろうというふうなことで認識しております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） なぜ、このようなことを聞かかといいますと、水道料金もそうですし、下水道も、そうなんですけども、当町に住みやすい町になろうというふうに考えましたときに、保育料は下がったけれども、下水道料金は上がったよと、水道料金上がっているよということでは、なかなか住みづらい町だなということになってきますので、できる限りそういったインフラ的な部分についての費用については、ある程度下げた形の町であるということが望ましいのかなということから、このような質問をさせていただいたところでございます。

特に、一般会計では、起債残高が136億円ほどありますし、起債を起す特別会計につきましては、この水道会計と、それから下水道会計合わせまして180億8,200万円ぐらいが下水道、上水で発生させているという状況でございます。

両方合わせますと317億6,900万円の起債残があるということでございますので、この3会計につきましては、お互いにちょっとタッグを組んでいただきまして、事業計画をちょっと組んでいただきながら、どこがピークで、先ほどお聞きをしました上水に関しましては、平成33年、今、下水に関しましては、平成29年がピークだろうというようなことで、起債の償還については、そのようなピークだろうというふうなことでございましたので、それを踏まえながら、これから新たな事業が展開をしていくということでございますので、ぜひ、3会計タッグを組んでいただきまして、そのあたりを町民に見えるように、そして、引き上げることが極力ないように考えていただきたいと、私も考えていきたいというふうに思いますので、ぜひ、考えていただきたいということで申し添えをいたしまして質問を終わります。以上です。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 下水道の担当課といたしましても、この会計の健全化といいますものは、非常に重要であるというふうなことで危機感を持っておりまして、今後、また関係課、それと財政のほうとも調整をしながら、そういった数字は常に把握して、全体の財政の改善の方向に進めれるように努力していきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 3会計ということございまして、一般会計、簡水、それから、今、下水の話でございますけれども、今年度、平成25年度の決算で繰出金を一般会計のほうから約19億円出してあります。それ以外の会計の部分も、例えば国保等ありますので、財政担当課として貴重なご提言をいただきましたので、調整して、それぞれの特会の中も見ながら運営をしていきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 一般会計含めまして、各会計、繰り出しにかかわります、あるいは補助金にかかわります分につきましては調整をしていただきまして、できる限り改善を求めておきたいというふうに思います。以上、終わります。

議長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご質問をいただいております一般会計からの、各会計の繰り出しなどに、つきましては、私どもが掲げます政策によって、あるいは方針によって、しっかりとした軸を持つことが大切であろうというふうに思っておりますので、そうした軸の設定につきましては、これから深い協議をしてみたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。
勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、下水道課長に2点ばかりお尋ねをいたします。

平成25年度で排水負担金についての協議をずっとしていただいて、そして、平成26年4月にですね、その京都府と宮津市さんと与謝野町と協定ができていますわけですが、その経過を少しお願いできませんか。

議 長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 排水負担金の京都府と流域関連市町との覚書の件だと思います。

まず、第一期といたしまして、宮津市が供用開始をいたしました、平成4年度末だったと思いますが、宮津市、早かったのです。その前に、まず20年間、その時点で20年間にわたって、各市町から排水する水量ですね、水量を、それぞれが出して、それにかかる京都府の維持管理費が算出されまして、それによって、各市町に費用の請求があったということでございます。これが平成5年から平成24年度までの20年間にわたって、まず当初、覚書が締結されました。

それで、平成24年度で、その覚書が満了になりましたので、新たに平成25年度で覚書の締結をし直したということもございますけども、その時点では第1期が20年という、非常に、全国でも例を見ないような長い財政期間でしたので、そうではなしに第2期に当たりましては5年間のみの財政計画期間というふうなことで、それで定めて、平成25年から、平成26年、平成27年、平成28年、平成29年度までの、この5年間に各市町から流します排水量を関連市町側から府の方に提示したということ、それによって、京都府のほうで維持管理費を算出されまして、それによって、市町に、府が負担する額が決定されたというふうなことでございます。

それで、もともと第1期では、料金の排水負担金の単価が98円というふうなことで定められましたが、今回は147円というふうなことで、相当ですけども、高くなっております。

もともと98円といいますのが、これの水量と単価と維持管理費の関係といいますのは、水量を多くすれば単価が安くなる、水量が少なければ単価が高くなるというふうなものでございますので、当初は98円という三けたを切る単価設定になるような水量を逆算して出されたというふうなことから、非常に無理な水量設定がなされてきたという経過がございますが、今回の見直しに当たりましては、もう水量が、もう乖離して関連市町がなかなか、もう対応が困難であるということから、できるだけ現実に合った水量でしていこうというふうなことから、水量を出した結果、147円というふうな単価設定となったもので、覚書を締結いたしました。それが昨年の、平成25年10月だったと思いますが、その後、消費税の導入がなされたので、この消費税導入、消費税増税分を上乗せされるというふうな覚書を変更で結び直したところでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、そうしますと、ことしの4月1日に改めて、また、覚書が更新をされて140円になってますね、平成26年度からという理解でよろしいか。

それと、この140円の場合、消費税の扱いはどういうことになっていますか。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） もともと締結しました覚書、147円につきましては、これは消費税込みの単価設定で締結いたしておりますけども、消費税の増税に当たりましては、147円から5%を控除した基本単価を、140円を設定いたしまして、それに消費税を加算するという方法をとられましたので、その変更の契約を4月1日付で結んだということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それから、課長、この先行投資の負担金ですね、これは今後、かなりな急カーブで上がっていくわけですが、この見通しについてはどうです。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 先行投資の負担金につきましては、これは今、京都府からも若干負担をさせていただいております。これは他の流域では例を見ない方策ということで、この北部の市町の支援策として京都府も負担を持ちながら、先行投資負担金を納めてきたということでございますけれども、これが今、京都府の負担をもうなくす方向で進まれておりまして、今回の覚書に当たりましては、何とか率は落としながらも残ってきおるという状況でございますけども、平成30年に第3期になりますけども、そこまでいきますと、もうそれは全額関連市町の負担になるというふうな予想をしております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、課長、もう1点だけお願いします。

実は、昨年の当初予算で、課長から提案のありました、いわゆる下水道の包括民間委託の関係がございましたね。これはいろいろ議論がありまして、それといろいろ大変だったこともあってですね、前回は実際に執行されないということになったのではないかなと思ってんですが、これは、今後、どういうふうな格好で、課長の、あの意欲ですね、これをつぶしたようなことになったかもわからないんですけども、これについてはどういうふうに課長、お考えですか。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） まず、経過から説明させていただきますと、平成25年度予算の中で当初、包括的民間委託の導入可能性調査ということで計上させていただきましたが、その後、なかなか事務処理が進まずに、3月議会におきまして全額落とすという減額補正をさせていただきました。それで、その時点では、今後は、まず、導入可能性調査の前に予備調査を実施していきたいというふうなことを説明させていただいたと思いますけども、それも今のところ滞っておりまして、まず、議会のほうからいろいろご指摘をいただきましたものは、とりあえず多額の委託費を使うメリットがあるのか、効果があるのかというようなご指摘もいただいております、担当課といたしましては、まず、調査を実施して、そして、それで当町においてもメリットがあるというふうなことが判断できるのであれば、次のステップに進んでいきたいというふうなことで、これまでから申し上げておりましたが、それを平成26年度に入りまして実施いたしております、

実は8月19日の日に、栃木県の宇都宮の隣にあります高根沢町というところに視察に行っていました。事務担当レベルで、下水道課の職員と水道課の職員とで行ってきまして、そこでいろいろと資料をいただいたり、ご享受いただいたことから、やはり、そこでは下水道の施設の維持管理、水道の施設の維持管理、それから、上下水道料金の料金徴収、これをまとめて委託に出されておるといふことで、その町では、メリットといえますのは人件費、人減らしといったらあれですけども、職員の削減効果は出てきておるといふうなことで、年間1,000万円程度の効果は出ておるといふうなことも聞いております。それが、直ちに当町に当てはめるときにメリットがあるかどうかといふうな判断は、私どもでなかなかつきかねますので、先ほども言いましたように、今後は与謝野町の、この規模として民間に発注するにはどのぐらいのボリュームのものを出すべきなのかといふうなことを、まず事前の調査として実施をしていく方向に進めたいといふことで、担当課としては考えております。

まだ、町としての決定ではございませんけども、担当課としては、そういうふうな思いで、先ほど小牧議員のご質問にもありましたけども、財政の健全化ということは非常に重く受けとめておりますので、それをするには、この委託方式を何とか、メリットがあるのであれば実施していくべきだといふ思いは、私は、それはぬぐえておりませんので、そういう方向で今後、歩みを進めていきたいといふふうに考えております。

また、現在、平成26年度では予算を持っておりませんので、それも様子を見てタイミングを図りながら、また、予算のお願いもせんなん時期が来るかとも思いますけども、よろしく願いいたします。

14番(勢旗 毅) はい、終わります。

議長(今田博文) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第86号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第86号 平成25年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5 議案第87号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第87号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。
よって、議案第87号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第6 議案第88号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算について、何点が質問をさせていただきます。

まず、決算書426ページから会計決算が出ありますが、まず、最初にお聞きしますのは、平成25年度での介護予防給付ですね、これの総額が幾らになっているのか、その点についてお願いをいたします。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。介護予防給付分につきましては9,445万3,272円になります。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、平成25年度の介護予防給付のうち、とりわけ中核ともいえる当町での訪問介護、そして、通所介護、この二つのサービス給付、この総額の合計、これは幾らになっているのか、また、この二つのサービスが占める割合、これは全体の何%になっているのか、その点のところについてお願いをしたいと思います。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。まず、訪問介護ですが、給付総額につきましては、1,583万3,475円でございます。それから、通所介護につきましては6,931万9,035円でございます。全体に占める割合については、約90%ということになります。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 90%、9割ということで、ということは残りの1割、これが、その他ということで、福祉用具だとか、住宅改修、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。わかりました。
そしたら、次の質問ですが、先般6月の定例会でも質問をさせていただいたとおりですね、医

療介護総合推進法ですね、この予防給付、これの見直しがされるということで、前回、質問時点では、最初の参議院の審議中ということで、ご承知のとおり6月18日ですか、この医療介護総合推進法、これが与党賛成多数により可決、成立をしたという理解をしております。

そこで、この法案に当たっては、22項目に及ぶ附帯決議、これがついたというふうにお聞きをしとるわけで、改正に当たっては前回も述べたとおり地方議会、そして、自治体でも多くの意見書等が出されて、世論と運動に押されているいろいろな見直し、これも相次いだというふうに理解をしております。

前回でも述べましたけれども、この法律の大きな点、予防給付の見直しですね、これが私が一番大きな問題だというふうに考えております。要支援向けの介護予防サービスのうち、この二つですね、訪問介護、そして通所介護というのは市町村が行う新たな事業、これを、前回の答弁にもあったとおり、地域支援事業、これに移管するというので、厚生労働省のほうでは2017年度、平成29年ですね、これまでに移すということに決定をされており、そこで、自治体の裁量を広げることによって、効果的に財政の効率化につなげたいというふうに財政抑制ありきではないというふうに強調をされとるわけであります。

当町でも、介護保険事業計画、今つくられておるといふふうに思っておりますが、最終年度ですね、今これを移管されるというふうに理解をしております。この見直しについては、市町村の裁量任せであり、そして、事業予算にも上限がつけられるなど、ボランティア、そして、NPOという非専門職のサービスが可能となるということで、サービスの低下とか、低価格のサービスにならないのかという点で、やっぱり懸念しておる面があるのと。それと市町村の格差が発生するんじゃないかというふうに、これも全国的にも懸念をされております。

そこで、課長のご見解のほうをお伺いしときたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。この件につきましては、この議場の中でも何回か私の考え方につきましては、述べさせていただいたわけですが、今、議員からありましたように、今回、日常生活支援総合事業という事業に、平成29年度までに乗りかえるというのが国の考え方でございます。

これまである情報の中で、私がざっと試算をしておるんですが、地域支援事業の枠といたしますのが、これまでは3%が上限と、基本的には3%が上限、この3%といたしますのは総給付費、いわゆる介護保険の特別会計の中で事務費等、そういったものを除いた、いわゆる給付にかかわる部分についての総給付費に対する3%が地域支援事業の予算の枠ということに、これは法律で決められております。

それが、この総合事業のほうに乗りかえますと、4%までは枠が広がるということになっております。それから、またこれは決定した事項ではないというふうに聞いておりますが、後期高齢者の人口の増加率、それを4%に上積みをしてもいいというようなことが検討されておるといふことでございます。

その後期高齢の分は、まだ、決定ではありませんので、4%の枠で現在の介護予防給付の中のヘルパー分、デイサービス分を地域支援事業に移すとどうなるかということ、私なりにざっと試算をしてみました。その場合につきましては、いわゆる予算が2,800万円ほど足りないだ

ろうというふうに思います。

この2,800万円を穴埋めするための方法は、これまでから申し上げておりますように、国が考えておるとおりとすれば、これまでの介護保険事業所の有益なサービスから若干質は落ちるかもわかりませんが、ボランティア等の無償サービスであったり、また、価格のできるだけ低いサービスを使っていたり、場合によってはサービスを減らしていただく、さらには介護保険事業所のサービスをどうしても活用しなければならない場合については、これまでの単価を落としていただくと、そういったことをしませんと、この穴埋めはなかなか難しいであろうというふうに考えております。

その中で、対策については、現在、福祉課のほうでも検討中でございますが、介護予防給付を受けておられる方が、現在、大体250人ほどあります。その250人の方の現在のサービスの利用状況を包括支援センターの職員に当たらせておまして、その中で本当にボランティアさんのサービスなんかに移行できるような方が、実際、何人ぐらいあるんだというあたりを今、調査をさせておりますが、担当からはほとんどないだろうというふうには今のところ聞いておりますけども、そのあたりの線引きが本当にできるかどうか、そのあたりを当たっていきたいというふうに思っておりますし、それから11月中ぐらいには介護保険事業所の施設長クラスの方に集まっていたりまして、今、国が言っているような事業内容で十分にサービス提供ができ得るかどうか、そういったことも意見交換をしたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） この二つのサービスですね、これを地域支援事業に移管するとなると、課長の試算では2,800万円ということで理解をさせていただきました。

この改正の前、2005年の法改正があって以降ですね、この予防効果、この検証が十分であるということですね、これも否めないというふうに私は思っております。

この参院の厚労委員会の公述人で出席された全国知事会長、京都府の山田知事ですね、この改正には異存はないというふうにはおっしゃっておるんですが、福祉の、これまで障害者自立支援法ですとか、後期高齢者医療制度を例に挙げられて、厚労省は安物の福祉を市町村、都道府県に押しつけてきた、私はあまり信頼していないというふうにも苦言を呈されたというふうにも報道されております。

課長がおっしゃったようにですね、町としても、ここら辺のところをサービスの低下となるようなことがないように、いろいろとボランティアの活動も含めて、研究、調査、その辺のところをお願いしたいというふうに思っております。

それと、次なんですけれども、2点目の問題におきましては、やはり特養の問題ですね、これは原則3以上に限定されるということで、この点については、どのようなご見解をされてますでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。特別養護老人ホームの入所要件としましては、現在のところまでは要介護1以上の方であれば、入所要件に達するというようになっておりますが、今回の法改正では要介護3以上というふうに一応、限定がされるということになっております。

ただ、特別の場合は要介護1、要介護2の方でも入所はできるというふうになっておまして、

その特別な場合についての指針は、また、国が今後、出すということを聞いておりますが、ちょっとまだ、私は、その辺を見ておりませんので、どのようなところが特別な場合なのかというのは、非常に難しい線引きであるだろうなというふうに思っております。

このことについて、どうかというお尋ねですが、基本的には、特別養護老人ホームにつきましては、在宅での介護が非常に難しい方にご利用いただく、そういった趣旨の施設であるということとを鑑みますと、要介護3以上というのは決して間違いではないのではないかというふうには思っておりますが、特別な場合というのは要介護、例えば2の方で認知症があって、非常に行動力のある方というのは、家庭介護上は非常に厳しいという方が当然あると思っておりますので、介護度だけで判断するというのは、一方で若干危険なところがあるかなというふうには思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） この改正によって、今後どうなっていくのか、また、よくわからないという方も多くいらっしゃるわけですね、課長おっしゃいましたように、この特養の問題については、今言われてますが、先ほどおっしゃったと思うんですけど、認知症高齢者であって常時、適切な見守り介護が必要であること。

二つ目に、知的障害、精神障害も伴って地域での安定した生活を続けることが困難であること。

三つ目に、家族にもサポートが期待できず、また、現地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないこと。

四つ目に、家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠であること。この四つが一般的に言われているわけであります。

介護度で確かに、あれするというのは危険な部分もあるかもわかりません。ただ、私が思いますに、やっぱり市町村が関与して特殊事業を認めるということですね、要介護というふうなことを認定された上で、市町村が二重に関与するということになるわけであって、これはやっぱり要介護認定というのは一体、何なのかという、ここはいささか疑問で残る点でもあるというふうに私は思っております。いずれにしても、この要支援向けの介護サービスですね、地域支援事業、これに置きかえるというやり方はですね、かつての民主党政権が導入した介護予防、日常生活支援事業により、既に一部の自治体でも実施をされております。

そこで、既に実施をしている石川県のある自治体でも、例えば、ヘルパーによるごみ出しを町内会やボランティアに頼めないかということであったり、デイサービスをやめ、デイサービスの入浴ですね、これをやめて老人福祉施設の風呂に通えないかとか、こういうような利用者がどうか、行政から言われてサービスを縮小させられるという、このようなことも起こっているというふうに報道されておりますのでですね、当町では、このようなことがないように求めておきたいというふうに思います。

引き続きは、伊藤議員にお願いをしまして、私のほうは質問を終わらせていただきます。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私も、和田議員からあらかた質問されたわけですが、重複するだろうと思うんです。答弁にちょっと私自身も納得できるような鮮明さがなかったやに思いますので、

私はダブるかと思いますが、もう一度教えていただくことも含めてお尋ねしたいと思っています。まず、昨年度の町の、いわゆる地域支援事業の内容、ちょっとわかりやすく説明願いたい。それから、また対象数や人数ですね、これらをちょっとお世話になりたい。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 地域支援事業につきまして、簡単にご説明をしたいと思いますが、柱としましては3本ほどございまして、まず大きな柱として介護予防事業というものを位置づけをしております。

この介護予防事業といいますのは、要支援に、まだ、なっておられない方、いわゆる元気な高齢者の方だとか、それから今の状態を続けると要支援状態になられる、その可能性がある方を対象にしておるということでございまして、やっております事業としましては、社会福祉協議会に委託をしております、すこやかメンバーズという教室を開いております。これは岩滝クアハウスを利用しましたプールでの運動教室、そういったことを行っております。

それから、ねもとリハビリテーションさん、これは明石にある介護予防専門のデイサービスを運営されております事業所ですが、そこにも運動教室をしていただいております。

それから、やすらにできました丹後福祉応援団のリハビリ道場におきましても、やすらサンデークラブと、これは日曜日ですが、同じようなプールを活用しました運動教室、そういったことをしていただいております。

あと保健課のほうでおたっしや倶楽部というようなことも実施をしていただいております。ほかには、基本的には総合相談事業としまして、いろんな介護相談だとか、例えばもっと言いますと、虐待のおそれがある方の対応だとか、そういったような事業をさせていただいております。

それから、任意事業ということで、これは町の判断でできる事業でございますが、介護相談員の派遣をさせていただいたり、また、住宅改修の理由書の作製委託だとか、一番大きなのは配食サービス、これは独居高齢者等に対する配食のサービスを行っております。

利用人員ということでございますが、ちょっとお待ちください。先ほど申し上げました介護予防事業では、すこやかメンバーズ、社協さんにお世話になっておりますのが、大体80名。それから、ねもとさんのほうでお世話になってますのが30名。それからおたっしや倶楽部、これ保健課のほうでやっておりますのが、大体60名というふうなことで介護予防事業の利用をしていただいております。

それから、配食サービスにつきましては142人の方に、ご利用いただいております。そのほか介護用品の支給事業というのがございまして、74人の方に給付をさせていただいたということで、利用者がダブっておるところもございまして、実数ということではございませんが、それでご理解をいただきたいと思います。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 次に、今回は既に和田議員から質問があった、いわゆる総合法案が通りまして、非常に強行な、かなりいろんな分野からの反対がありました但し通りました。それは非常にばくつとした法律で、具体的な法整備があるというんではなくて、こんな歴史にもないようなばくつとした法律だったようです。

これから、詳細な法律がつくられてくるんだろうと思うんですが、ともかく、そういう強行で

プログラム法案というものをつくったものですから、現場はかなりいろんな混乱もして、後でもちょっと述べますけれども、非常にリアルな批判の声が出ています。

それはともかく、今、質疑の中でありましたように、いわゆる要支援1、2を町の地域支援事業に持っていくということが動きとしてあったわけですけども、それは今、言ったように大枠としてはわかってきたということです。

私から見てますと、介護の要支援者を丸ごと介護保険制度の大きな意味で、国から放り出してしまうというシステムになるのではないかというふうに思っているんですが、まず、ここだけ課長にお願いしたい。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 今の点につきましては、要支援の方が介護保険制度の中から放り出されてしまうのではないかという思いはわかりますが、制度的にはどんな形であっても、要支援である方の受け皿というものはつくらなければならないということにはなっておりますので、全く放り出されるということではないというふうに私は思っておりますが、ただ、これまでのサービスと同じ質が保てるかどうかについては、今のところ、私もわからないという状態です。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） これはまた、細かいところは後で、また、やりますが、基本的認識、課長独特のファジーさが私、動揺するんです。両方と、八方美人みたいな答弁をするから、ちょっとおかしいん違うかと思っているんです。

ともかく、この問題はですね、その問題だけではなくて非常に大きな問題を抱えて、介護保険制度でも、大きく言えば三つぐらいの分野でね、大がかりな大改革が行われたと思っています。その前提で認識共有する上で、ちょっとお年寄りがどんな状況かというのを述べておきたいと、その上で質問します。

65歳以上の高齢者は、もう3,000万人に上ると、3,000万人です。日本の高齢者世帯は、いわゆる国民生活基本調査によりますと、年収200万円以下の世帯が4割です。4割を超えました。それから、年収100万円未満の世帯も1割5分近くに迫っています。ちょっとちゃんと聞いてくださいよ、100万円未満ですよ。それから、国民年金だけで暮らしている人の年金の平均額というのは、国民年金ですよ、4万9,000円、月です。それから、女性の厚生年金の平均受給額は、月11万円です。生活保護受給者の4割以上が高齢者です。4割以上です。それから、自殺者の中で高齢者が占める割合も、これは世界中でトップクラスに今、位置しています、日本は。

安倍政権が高齢者は優遇されているなどと言っていましたが、優遇どころか高齢者の貧困生活社会など、この間にも出ている高齢者白書でも指摘されているように、日本社会の深刻な大問題になっているところです。高齢者というのは、高岡議員が質問しましたが、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されると、老人保健法には明記されています。

戦前戦後、戦前、戦中、戦後の困難な時代を身を粉にして働き続け、家族と社会のために尽くしてきた人、これが高齢者です。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、まさに政治の責任だと思っています。これはもう皆さん認めるところだと思います。

担当課長に伺います。今、ざっと述べましたが、私の小言めいたところはいいんですよ、流れとして高齢者に対する認識は、こういうふうになっているんですが、課長は、どうお思いですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 議員のおっしゃったとおりだと思います。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ところが、特に小泉内閣になってからの構造改革で、年金、医療、介護、社会保障制度の改悪は、もうどんどん矢継ぎ早に繰り返されました。高齢者の暮らしや権利が脅かされてきた、自民党、公明党政権が導入した後期高齢者医療制度のもとで、保険料値上げや差別の被害が続いています。家族介護の解消を目指すとして発足した、介護保険制度ができて14年、特別養護老人ホームの待機者が、全国で40万人に上り、介護難民が社会問題になっているなど、保険あって介護なしのさまざまな問題点が今、噴出しています。にもかかわらず、今回の介護の大改悪は全国でも、その内容が明らかになるにつれ、反対の声と世論が広がっています。

全国の自治体でも、行政担当職員の皆さん、自治体の首長、議長、事務所の、いわゆる事業所です。事業所の代表者、介護研究者の方々が反対の声を上げています。後でちょっと一例を言いますけども。

昨年12月に、奈良県の天理市では要支援外しは早期発見、早期対応の認知症ケアの原則に反する、一定所得者の利用料を2割負担とすることについても、生活への不安をあおるとして1割負担の堅持を求めて、市議会が全会一致で反対の意見書を可決しています。これを皮切りというわけではありませんが、この5月時点でいうと、210の自治体が反対をして、異議申し立ての意見書を上げています。安倍政権が強行可決した後も、今でも地方の反対意見は、どんどん意見書は上がっています。

ある介護問題の研究者がこう言っています。次、質問します。介護制度の歴史的な大改悪だというふうに断定しています。これほど大きな批判を受けているわけですし、これほど言われるられるわけですから、一つずつ伺っていきたくと思っています。

一つは、この先ほど問いました、地域支援事業の改正の前に課長のもとでどういう計画が、この事業でされようとしていたのか、お伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 今回の総合事業に変わる前の町の方針はどうだったかということでしょうか。

7 番（伊藤幸男） 今までの地域支援事業です。

福祉課長（浪江昭人） これまでの地域支援事業につきましては、先ほど申しあげましたように、できるだけ介護状態にならないように、また、支援状態にならないようにということで、いわゆる機能を十分に生かしていただけるような、そういった体づくりをしていただいたり、また、いろんな交流の場所でもちまして、人との関係を持っていただくことによって、心の方でも介護状態にならないようにといった取り組みに力を入れていこうということで、そういった種類の事業をつくらせていただいたというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次にですね、先ほども出てました介護事業のサービス内容は、今回の国の改正で市町村に振り分けられたというか、ですが5～6%の伸びで、先ほどの質疑でもありましたね、

私がちょっと違うかもわからないですけど、5～6%の伸びでふえている給付費も3～4%の伸びに抑え込むことになるというふうに聞いているんです。それはそういうふうに聞いているんですが、この町はどういう感じになっていくのかと、ここははっきりしなかったということですかね。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 予防給付のままでありましたら、特に上限額、上限率というものが設けておりませんので、給付の伸びに応じて国、府、町、また支払資金からの負担があるということでございますが、地域支援事業に移行された場合は、増減率が設定をされる、それが現在の3%から4%に移行するというふうにお聞きをしております。

7 番（伊藤幸男） 財源は鮮明になっていないということ。

福祉課長（浪江昭人） 財源につきましては、今の地域支援事業の形が踏襲されるもんだというふうに私は思っておりますが、そこについては明確な、まだ、お答えをいただいておりますので、きょうのところは、この程度でお願いします。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点では、全国は、介護サービスが低下しかねないとか、受け皿が不足しているなど、非常にいろんな現場からの声が上げられているということですので、その点、お願いしたいと思っています。

最後にもう1点、今回の改正で。

議長（今田博文） 伊藤議員、時間になりましたが。

7 番（伊藤幸男） また、次にします。ありがとうございました。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと早く済んだ感じがするな、僕ときは。

それでは、質問を、第2回目のをしたいと思います。今回の改正の中で、法案をつくる過程の中で、総合法案ですが、参考人質疑で非常に特徴的な話が、ずっと出ました。

ある県の医師会長さんですが、拙速な推進は介護難民をつくり出すことになる。市町村間に格差ができることになり大きな問題だと、こういう意見を述べられています。これは別に質問しませんけども、こういうことが一つ一つあってですね、例えば、先ほども言いましたが、いわゆる、このいろいろな声を聞いてきたんでね、調べてきたんで、支援事業に振られたことですね、予算が圧縮されると、サービス単価や人件費が切り下げられる。課長が、そういうことをリアルに言わなかった。

利用者の負担増になるんじゃないかという、これは必然的というか、必至になってくるん違うかと、ここはというふうに言われています。今、言ったような待遇が悪い、人材確保ができません、国はボランティアにさせようと言うてるけども、難しい。こういう声がどんどん出ていると、この点で今、言ったサービス負担、利用料負担ですね、そういう点はどうですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 議員からはファジーだというふうにおっしゃられるんですが、これまでの答弁の中で、そのあたりはある程度明確にお答えをさせてもらっているつもりです。

サービスの質が下がる懸念はしております。それから、利用者負担については、まだ、言及しておりませんが、それまでに、いわゆる事業所のサービス単価の値下げもお願いしなければならないのではないかとということも申し上げております。

ただ、まだ調整の途上でございますので、それができるとか、できないとかいうことは明確にお答えはできませんけども、そういった調整を今後しなければならないというふうに考えております。

それから、ファジーという言葉に、自分自身が食らいついてもいけないんですが、今ありましたように、全国的には介護難民だとか、サービスが不十分だとか、負担はあってサービスがないとかというようなことが言われておるということは、私も承知をしておりますが、与謝野町が、まだ、完璧だとは申し上げませんが、そういった状態にはないのではないかとというふうに自負はしております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に、時間がありませんから、和田議員も一般質問で取り上げたと思うんですけども、認知症ケアですね、この対策についても、参考人質疑の中で、厚生省の認知症対策にも逆行することになると、課長、そうですね。こういう専門家が言っているんですね。逆行することになる。初期対策の支援が困難になり、できない。無理があると、こういうことがかなり出されました。

そういう点についての問題とですね、同時にアンケートをとってる団体、協議会がありまして、中央社会保障推進協議会のアンケート、これ集計表を見せてもらったんですが、昨年末に起こった自治体アンケートなんですが、あのね、結論言います。

この制度を、そのままやれるという、答えたのは17.5%ですって。これは課長、聞いているのかわかりませんが、だから、非常に遅々として問題があるというふうに言われています。

ある市、言いますと、東京の市の連合の部長会ですけど、そこで昨年末、11月に介護保険制度の改正に対する緊急提言を、いわゆる異議申し立てです。そういう文書を厚労省に出したという話でしたし、いろんないろいろと批判が出ています。

それから、もう1点、そうですね、以上なんです。私はね、これ時間ないですから、次にいきましょうか。これが第1部の、第1番目の支援事業の問題です。

二つ目の問題はね、ご存じのように、いわゆるサービス利用料の負担で、お金の人がよく払わんなん、倍になるという話です。

お金のある人と言うんだけども、聞いているところ、いろいろと批判があるようですが、160万円以上の所得、これを一定の所得以上の人と言うらしいですが、その人は2割になるというわけですね。これは非常に大きな問題だということなんですけども、この点について、聞く前にもうちょっとっておきますね。もう時間ないで、焦るよね、焦るけども言うのかなあかんし。

結局ね、2割にすることについてね、審議会の中でも、参考人質疑の中でも出ったんですが、あのね、2割に簡単に上げるというのはね、簡単に言うと、単純な計算じゃなくて、治療をね、治療を中断させるというんですよ。それから予防をね、予防的に医者にかかるということを中断させることになる。だから、このことは新しい症状の悪化を招くことになるということで、非常に厳しい専門家のご指摘が出ているところです。

地方議会もね、大変この点は、2割負担問題はかなり出てるんですよ、210ある中でかなり出てるということです。

私は、まさにこのところが安倍政権の非常に、今度の消費税増税と社会保障に回しますと、それをとるとったのが、ぼんとほったらかされて、金は取るでということですよ。ここに大きな問題があると中心的な。

そこで、町長の登場です。町長に、この点についてどう、こういう法案なんだけど、どう思うかという点をお伺いいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 伊藤議員のご質問の趣旨というのは、これまで以上に高齢者の皆さんに対してサービスを提供していくべきであるという主張の中での質疑であるというふうに思っております。

そうした主張については、私も、そのとおりだろうというふうに思いますけれども、これは国の財政状況を考えたときに、先般も申し上げましたけれども、歳入の約半分が赤字国債に依存をしているというような状況の中で、やはり政策をした選択をしていかなければならないというように私自身も思います。

そうした中で出されてきている法案であろうというふうに思っているところでございます。また、私自身も補足的にデータを紹介したいというふうに思うんですけれども、数年前にOECD諸国が調査をした調査がございました。その調査というのは、高齢者と、そして子ども・子育て世代に対しての社会保障給付費の支出の割合についてでございます。

この割合というのは、高齢者が11で、子ども・子育て世代が1でございます。この日本の状況というのは、世界各国の状況と比べて非常にいびつな構造であるというようなデータでございました。

この11対1という数字をどのように捉えるのかというのは、まさにこれからの政治の課題であるであろうなというふうに思ったときに、高齢者も、そして、子供たちに対しての支援も両方やっていくということの困難さがあらわれているのではないかなというふうに思っております。

そうした国、また、基礎自治体の財政状況を鑑みながら、いかに住民の皆さんに対して高齢者、また、子ども子育て世代に対してのサービスを提供できるかという総合的な、まさに構想力が問われている、そうした状況であるだろうというふうに思っています。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 反問権の反問権は使えませんので、答弁は、時間がどんどん過ぎるので、その件は、また後でやりましょう。

改悪の三つ目は、特養ホームへの入所基準の、今、原則とはいえ要介護3以上がという、先ほどの問題です。これがね、三つ目の、私はね、悪いことだというふうに思っているんです。52万人が入所待機に今おいでと。介護1、2の方が18万人います。現在の特養ホームの待機者数の多くは、低所得層や低年金、貧乏であり独居のお年寄りもおいでます。この改正の入居基準になれば、今でも介護難民と言われている方々が一層深刻な事態に追いやられることになるのではないかなというふうに思っています。

そこでです、この制度については、非常に問題があるということで、現場からも非常に批判の声が上がっています。最前線で働いている人たちの声なんですけど、現場の実態とかけ離れている、

実情がわかっていない。こういう厳しい批判を出しておられますし、介護制度とは何なんだと、介護の社会化、これに逆行し制度の理念を否定するもんだと、介護制度の根幹を破壊し国民が願う安心の介護とは無縁のものだというのが現場の声です。

まさに、本質を突く批判だと思えます。家族の方も、結構そういう声もいたしているんですね。そこでお伺いしたいんですが、町長に、これもお伺いします。特養ホームへの入所の、要介護3以上というのは、そういう制限を介護制度の中にあるメンバーを、この人は入れませんというて切ったと、こういう仕方について、どう考えるかという点です。中にはようけいろいろ入っているんですよ。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そうした状況の中で特例が設けられているということだというふうに思っておりますし、この特例の基準が、どう設定をされるのかということが、これからの議論の対象になってくだろうというふうに思っておりますし、それが重要であろうというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点では、また、次の機会に特例が重要だという話でしたが、また、論議したいと思えます。

次にですね、これはおもしろい記事なんですが、時間がないので、これはまた後の機会にしましょう。

最後のほうで、もう時間がないので、自治体の方々の声です。町長にたくさん聞きたかったんだけど、ある市の議長さんは、今回の改正について語っています。私たち夫婦が、認知症のおばを引き取って介護した経験からも、初期の対応は非常に大切だと、初期の段階で適切な援助がなければ、認知症は2倍、3倍のスピードで進むと、ボランティアは難しい。ボランティアで対応せえなんて難しい。そして、どう言っているかということ、要支援者の保健サービスを取り上げられたら生活のリズムが崩れ、介護している家族には大きなしわ寄せがいく、問題が起こると、こういうことを言っています。

もう一つは、摩周湖がある町、弟子屈と言うんですか、弟子屈町の町長さんは、徳永さんというんですが、この方も言っているんです。もう時間がないので省略しますけどね。なかなか手厳しいことをおっしゃっている。みんなこうしてね、自治体の方々は、僕、今言いませんでしたがね、現場の職員が言っているんです、課長。また、教えます。

非常にリアルな声をおっしゃってました。だから、僕はね、やっぱり、これほどひどい改悪をね、大改悪を、大改悪と受け取れないという感覚がね、私は納得できないというふうに思っているんです。これが次に起こすいろんなことに、いろんな社会問題が波及するんじゃないかというふうに思ってますので、以上で終わります。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） ただいまの伊藤議員のご質問等についてですが、私も以前の議会での答弁の中で、この介護予防という事業については、平成18年度に国が鳴り物入りで制度化した事業である、それに各行政もですし、それから、介護保険事業者、そういったところが、全くそういった視点がない中で、いきなりの制度、それをどう対応していくかということで、かなり議論もしましたし、また、当初の事業所もしていただいて、ようやくそれが軌道に乗ってきた、この状態におい

て、こういった制度改正がなされることについては、はっきり言いますと本末転倒ではないかということをおし上げたことがあると思っております。

ただ、行政としましては、この制度が正しい、正しくないではなしに、そういった制度になったときに、こういった受け皿をつくっていった、その介護難民が出ないように、また、質の低いサービス提供をしないようにしていくかということが責任だというふうに思っておりますので、これまでも、先ほど言いました介護予防給付費に対する事業の促進についても、事業所と手をつなぎながらやってきましたし、特定高齢者の介護予防事業につきましても、一から事業所と相談をしながら取り組んでまいりましたので、今回の改正に何とか対応ができるような形というものも目指していかなければならないというふうに思っておりますので。

それから、ボランティアのあり方につきましても、家城議員からご質問がありましたように、地域を支えていくという意味で言えば、ボランティアの活用ということは必要なことだろうというふうに思います。

ただ、そのボランティアの質がどうかというところに問題があるということでもありますので、これを全面的に否定するということではなしに、どう取り込んでいくかということを考えていくのが、我々の使命ではないかというふうに考えておりますので、ファジーなことを言うつもりはないんですが、まだ、それをどうか固めていくかという時期でございますので、その辺は十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

7 番（伊藤幸男） 時間が来ましたので、ありがとうございました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第88号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第88号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

ここで3時25分まで休憩します。

（休憩 午後 3時12分）

（再開 午後 3時25分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7 議案第89号 平成25年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第89号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。
よって、議案第89号 平成25年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第8 議案第90号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
塩見議員。

10番(塩見 晋) それでは、国民健康保険特別会計、1点だけお尋ねしたいと思います。

直営診療所の決算についてです。委員会の資料を見させていただいておりますと、歳入で診療収入、サービス収入、全般にですね、前年度より低くなっております。説明のところに理由も書いてあるわけですが、もう少し詳しく知りたいなと思っておりますので、課長のほうから説明を受けたいと思います。

議長(今田博文) 前田保健課長。

保健課長(前田昌一) お答えします。診療所の収入につきましては、平成25年3月に診療所の前に院外薬局ができました関係で、全て院外処方に切りかえております。その部分の薬剤費ですね、これまで院内で薬を出したときには、その診療報酬の中に健康保険からいただく、患者さんからいただく収入部分の中に薬剤費、薬を売った部分の収入があったわけですが、院外処方に切りかえた関係で薬代がなくなったということで減額となっております。

議長(今田博文) 塩見議員。

10番(塩見 晋) サービス収入のほうも説明していただけるかなと思ったんですが、それはもう置いておきまして、状況は、そういうことでよくわかるんですが、非常に診療に来られる方がふえておりながらですね、院外処方にしたということで、結局、院外処方もトンネルみたいなもんで出入りがいだけで、そんなに診療の中の、いわゆるプラス面に寄与しとったは余り思って、私はいないんですけども、こういう状態が今後も続いていくのかというのは、前年度より少なくなるということはいいと思うんですが、いわゆる一般会計から550万円ですか、機器をいろいろ入れたために京都府からも補助金をいただいておりますが、いわゆるどういいうんですか、事業収入で事業費が賄えるぐらいのところまでは、何とかいような経営に持って行ってほしいな

と、このように思うわけですが、そういうことは課長としては可能だと思っておられますか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 済みません、先ほどのサービス収入の少なくなったほうから先に説明させていただきます。

サービス収入につきましては、理学療法士が病院から出まして、各家庭のほうに行かせていただいて訪問リハビリを行っておりました。それがちょっと昨年度10月から中のほうのリハビリの患者さんが多くなった関係で、10月から一旦休止をさせていただいておりますので、収入が減ったということでございます。

それから、収益の関係でございます。患者数につきましては、リハビリがふえました関係で、これまでと比べますと、約倍、一月にしまして1,500~1,600人の患者さんが来ていただいております。

しかしながら、そのふえました患者さん、ほとんどがリハビリの患者さんが多いんですが、リハビリにつきまして、非常に単価が、一人当たりの患者さんの単価が安くて、例えば、今、機械が入ってますけど、機械を一人、1単位20分していただくんですけど、収入としては1,000円の収入しかないんです。今後も、この状態が続くかという話になりますと、しばらくは続く可能性はございます。

診療所の先生とも話をしながらやっとなんですが、赤よりは黒字になるほうが、当然いいわけですし、できるだけ黒字になるようにということで頑張っております。

その中でも、一つ手だてとして今までやって、休止している訪問リハビリを、できたら4月から再開をしたいと思っております。この部分につきましては、非常に単価がいいものですから、収入面では大きく貢献ができるのかなと、大体1回行ったら、7,000~8,000円の収入がありますので、そこを何とか再開をさせていただいて、少しでも黒に近づけるようにはしたいと思っております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 大勢の患者さんが来てもらう割には、なかなかその分の収入は上がっていかんというふうなようですが、お医者さんが常駐で、その院内におられましたら、リハビリの点数も上がると、お医者さんが常駐でない場合は安いんですけども、上がるというふうなことを聞いているんですが、そういう部分についての変化というのは、ことしから常駐になっているわけですけども、ないんですか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。おっしゃられましたとおり、医師が常駐ということと、今現在リハビリ療法士が2名おりますんで、以前よりは理学療法士が直接患者さんを触らせてもらう部分の単価は上がっております。

先ほど言いました機械で患者さんがリハをしていただく分については安いままということでございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 人員というんですか、療法士さんや先生やいろんな関係もあると思いますが、黒字化を目指してもうけるというようなものではないというふうには十分理解しておりますけども、

町からの持ち出しがなるべく少なくなるように、先生ともよく相談しながら、もう少し来年度は、来年度というか、これから先はですね、頑張っていってもらいたいなというふうに思っております。ぜひ、そこに課長の努力をお願いしておきまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。
伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、国保会計の決算について質問をさせていただきます。今回は、税の滞納について絞って質問をさせていただきます。広域化問題とかいろいろありますが、それは後ほどまたやるとして。

初めにですね、昨年度の滞納は合併直後と比べてどういうふうになっているのか、率ですね、徴収率が比較ができればありがたいと思いますが、数字ありますか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 済みません、申しわけございません。合併直後の収納率を、データを持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） また、後でもらいます。

二つ目の質問に移りますが、この十数年ですね、私は何度も言ってますが、働く人々のですね、人たちの賃金が減り続けて、暮らしや営業、なりわいが、このやりくりが大変厳しい情勢になっているということが実態だと思っています。

地域経済がますます、ベースである、大変なわけで、その中で頑張っている中小業者の皆さんも本当に従業員を抱えるところでは、十分な賃金が払えんとかね、非常に苦労の話をお聞きします。

非常に、私、気になるのは、先ほど高齢者と子供へのOECDのデータから1対1.1だとかいうような話が出てましたけども、お年寄りの年金暮らしというのは、この地方で、僕が知っている限りではね、3万円台というのは何人も出会いました。月3万円ですよ。もちろん家でいろんなものをね、近所の畑でつくったりして頑張っているんでしょうけども、そういう方、多数おる。

また、特徴的だと思うのは、若い世代、ワーキングプアと呼ばれる世代だと思うんですけども、そういう世代が非常にね、10万円前後の青年が多いということですね。これは本当に今の労働環境が非正規雇用の拡大で、もう今は4割になったんですか、というようなデータも出てますよね。だからこの地方はもっと激しいんじゃないかというふうに思っています。

特に、子連れのお母さんの暮らし向きも非常に大変です。ですから、この方々が社会保障にも入れない、余裕がないというのが、私が言いたいところなんです。これほど崩れてきているということですね。だから、じゃらしいから納入してないんでなくて、払える状況にないということが大きな背景にあるという点です。この点は課長は、どういう認識ですか。保健課長。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。当町の国保の加入者の所得状況を見ましても、大変、府内でも低い状況でございまして、議員がおっしゃるように払いたくても払えないという状況の方は、実際にはいらっしゃるかとは存じます。

ただ、今、議員おっしゃる、じゃらしいからという方ではないんじゃないかということをおっしゃられましたけども、現実には、そういった方もいらっしゃるの事実だと思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次にですね、京都府も税機構ができて、市町村の税をまとめて、集中的に回収しようということで、非常に大きな成果を上げたということですが、やり方としてはどういうことをやっているのか、ちょっと詳しく、わかるように説明願えたらと思っています。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。町のほうで把握しております限りでは、まず、滞納をされている方につきましては、催告書などの書面において納付や納税相談を呼びかけております。

その催告書に記載された期日までに納付や納付相談がない場合は、財産調査を行った上で、処分可能な財産があれば、差し押さえ等の手続を行っているというふうに聞いております。

納税相談を受けた際には、生活の実情も聞いた上で、それなりの対応をしていただいておりますというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） いろんな努力をしてもらえておると、差し押さえも含めてやられるということ聞いてますが、もう一つはですね、国保税そのものが、この10年ぐらい、もしくは15年ぐらいのスパンで見たときに、明らかに、もっと前でもいいですけど、国保税の負担が収入に比べて非常に大きく膨らんできているという実態があると思うんですね。この点は分析されたことはありますか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。詳しくは分析は行っておりませんが、所得に対する保険料の負担率というものがございまして、与謝野町におきましては、平成23年度では京都府内で負担率は6番目に高い、平成24年度におきましては、保険料の負担率は2番目に高いという状況は把握しております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今おっしゃったのはリアルな話だと思うんですが、それは総体的にね、そんなもんですけど、よその町と比較というよりも、我が町の収入状況の今の数字は非常に的確だと思うんですよ。そういう見方をしながら、やっぱり暮らし向きに接近していくと、いろんな施策も含めてですが、そこが大事だと思います。今、話が、お願いというか、答弁の中にもあったと思うんですけども、財産の調査と、それから差し押さえの問題について伺います。

京都府の税機構ではですね、非常に滞納克服ということで、非常に誇っておられますが、しかし、先ほど言ったように高過ぎて払えない国保税ですね、この滞納に対する無慈悲な差し押さえもあると、この5年間で、全国では、ほぼ5年間で倍になっている。京都では、その上をいく4倍にも激増している。こここのところが大きな象徴的な出来事だなと思って見ています。

増加率が、もう全国で第2位です。極端にふえているんです。これ何だろうと思って考えるのに、やっぱり差し押さえや、そういうことが非常に大きいんだと、結論から言いますと、ちょっと税機構の関係でわかるかな、平成24年、平成25年をね、平成22年、平成23年の経過で見るとね、もうけた外れに多いんですよ。1けた多いの。差し押さえ件数だけ見ても。だから、

そのことが非常に大きいのではないかというふうに思っているんですが、効果は、そういうところに絞られてくるんでしょうか。

議長（今田博文） どなたが答弁されますか。

安田税務課長補佐。

税務課長補佐（安田 敦） 先ほどの伊藤議員さんのご質問の中での、差し押さえの現状というふうな認識で回答させていただきたいと思うんですけれども、差し押さえの件数という認識でよろしかったでしょうか。

税機構のほうから、そういった我が町、与謝野町の分につきまして差し押さえの件数については、ご報告をいただいております部分がございます、今おっしゃった数字と符合するかどうかは、ちょっと定かではないんですけれども、これは常任委員会のほうでもお出ししております資料の中で、平成22年度で差し押さえ件数が36件、あと平成23年度で27件、平成24年度で224件と、224件。

平成25年度に至っては55件という、ただし、この件数につきましては、同一人物の方、または法人の複数の差し押さえ等がカウントされておりますので、純粹に人とか件とかいうふうな形での把握がちょっと難しいというふうなことだけは、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 非常に、平成24年、平成25年と、平成23年までの数と大きく違うという点は特徴的だと思っています。

そこで、その差し押さえ、財産の調査、これについて、今でも税機構は、本町もそうらしいけれども、事前通知をしなくてもいいという態度なのか、再度確認したいと思います。

納税者、滞納者に対する事前通知の義務、それはないと、なくていいんだという理解なのか。

議長（今田博文） 安田税務課長補佐。

税務課長補佐（安田 敦） 済みません。先ほどのご質問なんですけれども、差し押さえの予告をしなくてもよいかということにつきましては、私のほうでは、そのような理解はしておりませんで、これは常任委員会等の会議の中でもお話が若干あったやも記憶はしておりますけれども、督促の通知の中にも実際には差し押さえが行われることがございますよという明記もございますし、催告書、先ほど前田課長のほうからお話が、流れとしてございましたけれども、そちらの中で催促書等でも、そういったことがある。それとあと、事前告知をしなくてもよいいという認識をたって税機構のほうで、そういった執行してあるかどうかについては、ちょっと私のほうでは今、把握しておりませんので、それについてのお答えはちょっと申しわけないですけれども、ご勘弁いただきたいと思えます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 時間が、私、説明したくないので、時間をあんまりとって。あれですよ、税機構は通知する義務はないと、そうでしたね。滞納者に通知する義務はないんだということという態度だったんですね。だから、私は、そこはおかしいと、どこの国で、そんな通知しないような国があるんだろうというふうに思います。

今、国の話でやったので、国際的に見たときにね、ちょっと僕はリストを持ってくるのを忘れ

たんですが、OECD加盟国のほとんどが納税者憲章というのをつくっているんですが、アメリカはありません。あと数カ国ありませんが、日本も、その一つです。そのほかはほとんどやっています。納税者憲章というものをちゃんとやっています。それはどういうものかということ、納税者の権利をきちっと認めるということです。

例えば、いろいろあるんですけどね、例えばさっき言いました財産の調査、差し押さえ、これについては事前にちゃんと通知する。これ当たり前の世界になってますよ、国際的には。日本はグローバル化だとか、国際化だとかよく言うけれども、そういうことは全然、国際化でないのね、おくれてる。

アメリカでさえ、あの激しいアメリカでさえ、事前通知もやるし、それから立ち会いもさせる、第三者立ち会いも認めておるといことです。

そういうことですから、日本が非常におくれているというのがあると思います。この点について課長、何か意見ある。

いやいや、町長あれかな、町長、答弁してくれるかな、国際的におくれているということ。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、伊藤議員が今ご指摘になられている点は、国際的に今、納税者の権利を我が国がどのように担保しているのかということだというふうに思います。

その担保の仕方については、ある一定程度やっているのではないかなと、私自身も思っておりますけれども、その詳細がどうであるかという点につきましては、私自身も把握できない部分がありますので、答弁を差し控えておきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 6月まで税務課長をやらせていただいておりますので、今の差し押さえの件につきまして、若干補足といいたししょうか、発言をさせていただきたいというふうに思っております。

差し押さえる前に、伊藤議員のほうは通知が必要だということと、税機構のほうは必要ないということと、その食い違いがございます。税機構のほうの考え方につきましては、先ほど安田補佐のほうからありましたですけれども、督促を出す段階で差し押さえることがあるという通知をしております。そのあと、税機構のほうに案件を送らせていただきまして、催告書を出させてもらっております。そのときにも、差し押さえをする可能性があるという文言が入っております。それを基本的には3度ぐらいは出させてもらっております。それで、なおかつ連絡も何もないという場合に、実際に差し押さえに入っているはずでございます。その差し押さえに入って、伊藤議員がおっしゃいます差し押さえの通知というのは、例えば、どこどこ銀行の何々預金があるので、それを税機構のほうに差し押さえしますというような通知はしてないはずでございますので、その通知の認識が若干納税者の方と違うのではなからうかというふうに私は今、聞いておまして、思いましたんで、ちょっと発言をさせていただきました。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう2分しかないので、言っておきますが、日本国憲法では、基本的人権を全ての国民に与えられていますよ。それは、専門家の話だったんであれだったんだけど、一つ紹介したいのは、専門家の、いわゆる法学者の人から言うと、法律というのは、例えば、国だったら国

を縛るんだと、憲法なんかはそうですよね。今、横向いて、下ごろ国民ごろ縛りつけようとする法律ごろできるという話がしてましたが、本来は憲法というのは、そういうもんだと。

それから、町の職員も入ったときに、職員になったときに宣誓書を書きますよね、みんな。そうでしょう、誓約書というのか、その中にきちっと書いてあるんですよ。そういう立場をきちっと堅持したときに、その姿勢がわかってくると思うんですよ。だから、私はずっと今回、言っているのは、非常に大変な所得の人、低い人、その人らには、それに寄り添う態度が行政としているんだと、そこに寄り添っているいろんな間違いがありますよ。不十分な人はたくさんおりますよ。人間不十分でない人はいないから。そういう人に寄り添って、再生してもらおうと。あのね、立ち上がってもらおうようにするという、この姿勢が納税業務については特に必要なんだと、それが町らしさなんだ。町の独自の課税権なんだというふうに思います。

もう時間が来ましたので、それで終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、国保特別会計について、若干質問したいと思っております。

平成23年、平成24年度と値上げが、国保税ございましてね、平成25年度の国保税全体では、被保険者の減少もあったということで5億7,443万3,000円、約2,000万円減ったわけですが、年度末で、一世帯当たりの、先ほど高いか安いかわからない議論がありますが、一世帯当たりは今、保険税額というのは幾らですか。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時54分）

（再開 午後 4時05分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 済みません、貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

議員ご質問の一世帯当たりの、平成25年度の国民健康保険の一世帯当たりの保険税額ですが、14万5,170円、参考までに一人当たりは7万8,859円となっております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） ありがとうございます。課長、次にですね、決算書の522ページの療養給付費負担金の返還金ですね、会計検査院の指摘で返還をしたということで3,137万2,000円、このことについて精算がされて、これが何年のかわかりませんが、会計検査院の指摘だと聞いたもんですから、なぜ、こういうことが起きるのか、ちょっとお願いできませんか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。今回の分は、会計検査院の指摘の分ではなく、もう一つ平成24年度でしたんです。今回の3,000万円の多額の返還金といいますのは、通常、国保の負担金につきましては、前年度実績に基づいて6月に交付申請をします。その後、10月までの医療費の動向を見て、1月に変更申請を行うんですが、その期間に医療費が伸びが結構伸びていておりまして、その関係で変更申請が大きな数字となったということで、11月以降、また医療

費が落ちつきだして、結果的にたくさんのお金をいただき過ぎになっておったということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、課長、平成23年度は、これは446万2,000円、これは会計検査院の指摘で返還になっておりますね。これはどういう事情だったんですか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。会計検査院のご指摘のときの返還金につきましては、国庫の負担金なり、調整交付金の交付申請を毎年行っておるんですが、そのときにいろんな台帳からいろんな数字を引っ張ってきて一つの申請書に転記してつくり上げていくんですが、いろんな台帳から転記するときに数字を、転記ミスがございまして、その関係でいただき過ぎになっておった分をお返しをさせてもらったということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、国保税についても、何回かいろいろありましてね、私は全体に、この今の仕組みが十分理解をしてもらっとらんと違うかなと思っておるんですが、この会計検査院が指摘した分は今、会計検査院のデータベースに全部出てるんですよ、与謝野町とって。これでですね、一つしっかりとお願いをしたいということを申し上げておきます。

それから、平成25年度は、一般会計の繰入金もかなり減っているというか、少ないわけですし、ただ、この一般会計繰入金のうちで、臨時財政支援分ですね、今年度4,700万円、これは昨年度より2,300万円減っている。これはこれでわかるんですが、これは通常ですね、保険者の責めに帰ることができないという部分について、特別な事情を考慮して繰り入れが認められると、こういうふう理解をしているんですが、今年度の繰り入れの理由はですね、どういうことで繰り入れされたと理解したらよろしいですか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。臨時財政支援分4,700万円の件ですね、この部分については法定外繰り入れの部分でして、法に基づかない繰り入れの部分でして、地方単独事業といまして、子育て支援医療とか、老人医療とか、ひとり親家庭医療を市町村が実施すると国のほうで補助金が一部カットされます。その部分を1,645万円ほど入れてもらってます。

それから、人間ドックを国保事業で行っております。そのオプション部分がかかりちょっと高額になりますので、その部分の町負担分も327万円ほど入れていただいております。

それから、特定検診、国保で行っておりますが、この部分は保健師の件費を見ております。この部分につきましても保健師、国保だけじゃなしに町の事業もかかわっておるということで、保健師の件費を800万円ほど入れていただいております。

あと赤字、純粋な赤字補填、もう理由づけのできない純粋な赤字補填ということで1,900万円ほど繰り入れをしていただいております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、この部分につきましては、国からも財政支援が講じられるということになっているんですけども、今年度、この部分で今、課長が言うてもらった中で、財政支援がついている分ありますか、この繰り入れの分で。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。今、説明させていただいた部分については、法定外と、法律外ということなので、国からの支援は一切ございません。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、課長、今、先ほども税の話がありましたけど、それと関連、税の話はもうしませんけども、短期証と資格証明書は、現在、与謝野町が発行しているのは何枚ですか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 短期証につきましては177世帯、資格証につきましては、発行はいたしていません。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 短期証は、大体3カ月かなというふうに思っておるんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

それとですね、もう1点。レセプト点検、今度、電子レセプトに、平成27年から全部切りかわるというふうに認識しておりますけども、現在、レセプト点検というのはどういう方法でやられてますか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 短期証につきましては、基本は3カ月になっておりますが、高校生以下の方につきましては、1年証を発行させていただいております。

1 4 番（勢旗 毅） 1年証は何枚ありますか。177枚のうちで1年の。

保健課長（前田昌一） 世帯ですので、ちょっと個人までは出してません。レセプト点検につきましては、国保連合会のほうに二次点検ということで委託をしております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、課長、このレセプト点検でですね、いわゆる過誤が出て返ってきてる分というのは、大体金額にしてどのぐらいの金額というふうに理解したらよろしいか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） レセプト点検につきましては、連合会のほうで一定、自動的に落とされる部分につきましては、年間で250万円ほど、それから一旦戻ってきて、再審査に出すケースもあるんですけど、それによって落ちた分が175万円、以上でございます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、課長、最後にですね、昨日でしたか、塩見議員がお尋ねになりました、健康検診について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

これは、公的保険の関係ということで、今年度も健康検診が終了いたしました。現在は一般財団法人、京都府工場保険会というところに委託をされておましてね、非常にどなたの意見を聞いても、人員配置も十分にやっていただいておりますということの声を聞いたわけですが、現在、40歳から74歳までが対象ですね、厳密には、ここで対象者全体から見ると、この健康検診、受診者というのは大体どんな割合に、課長、なっておりますか。課長のところで、40歳から70歳までが何千人とありますわね。そのうち、ここへ来られたのは、検診に、何人でしたか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） まことに申しわけございません。年齢構成別に区分けしたものはございません。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 国はですね、いわゆるメタボリックシンドローム、我々のようなものを何とか生活習慣病から救済せないかんということで一生懸命やってもらっているわけですが、仮に受診率ですね、その他、保健指導の状況が国の基準を下回った場合、これは国保に対してペナルティーというのがありますか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 今のところ、そのようなことは聞いておりません。

1 4 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第90号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第90号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9 議案第91号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第91号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第91号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いては、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10 議案第92号 平成25年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第92号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(今田博文) 起立全員であります。
よって、議案第92号 平成25年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、日程第11 議案第93号 平成25年度与謝野町水道事業会計決算認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番(小牧義昭) それでは、水道事業会計につきまして、2、3点、質問をいたします。
水道料の件ですけれども、平成18年度に1,350円から平成22年に1,500円に引き上げられ、簡水と同額の金額に設定をされました。毎年、大体2,000万円程度が損失というふうに計上されてきておりますけれども、本年に至っては減債積立金を充当して、さらに繰越欠損として650万円というマイナスが出てきておりますけれども、今後の趨勢としまして、いわゆる一般会計からの補助費を入れ、補助金の繰り入れで平成28年度まで実施をしていくという考え方で間違いはないでしょうか。

議 長(今田博文) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) お答えいたします。上水のほうについては、公営企業会計で現在、行っておりますので、基本的には一般会計からの繰り入れはございません。

一部、例えば児童手当であるとか、それからシステム改修に伴う繰り出し基準に基づく繰り入れは行っておりますが、それ以外の繰り入れはございません。

したがって、企業会計の中でやりくりをするというような形になっております。

議 長(今田博文) 小牧議員。

3 番(小牧義昭) 法的になっていると思いますので、繰り入れはないというふうには見ております。したがって、補助という形では入ってきているのではないかというふうにと思いますが、全くなし

で、わかりました。

そしたら、今後は補助金もなしで運用していくということで理解をさせていただきたいと思えます。経年的なデータからちょっとキャッチをしたんですけれども、この水道事業にかかわります職員の人数が平成20年までは、平成19年までは3名で従事しておられ、そして、平成20年に4名になり、以後ずっと4名で対応をしてこられたということなんですけれども、この平成20年に至ったときには、何か特別な事情があったのでしょうか。

議 長(今田博文) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) お答えいたします。ご承知のように、平成19年に簡易水道のほうですが、国の補助金に関する基準の見直しがございます、その時点で平成28年度までに簡易水道について、上水道への統合ということが義務づけられました。

当町の場合は、上水と簡水を見比べた場合に、経営規模が圧倒的に簡水が多いわけですが、本来は上水が基本と、その中で経営をやっていくということになりますので、その時点で上水のほうの人員について、本来の形に整えるべきであろうというふうな判断をいたしました。

したがって、当時は今おっしゃってましたように3名、これにつきましては、管理部門が2人、それと課長である私が入っています。

ところがですね、やはり現場を持つことに、ずっと整備をしてきておるわけですので、技師が必要になってまいります。これが今まで、それまでは簡水の人間が、そちらのほうを兼ねていたというようなことがございまして、本来の形じゃなかったものですから、技師を上水のほうに振ったということで4名体制に変わったということがございます。

議 長(今田博文) 小牧議員。

3 番(小牧義昭) 毎年2,000万円程度の欠損が出ておりましたので、この1名増ということになりますと、879万円ぐらいがふえたのかなというふうに思っておったんですけれども、法的ということであれば、今後、平成28年度に簡水が上水のほうへ統合し、この水道事業会計と統合してくるということになってくるんであるというふうに思っているんですけれども、その場合、この前の簡水の質問にもいたしましたけれども、この水道料につきましては、同じ考え方でおたらいいというふうに、でよろしいでしょうか。

議 長(今田博文) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) お答えいたします。基本的には、平成28年度で上水へ簡易水道も統合しますが、これはあくまでも事業統合という形でございます。

しかし、国のほうで求めていますのは、経営も統合してくださいということでございますので、私どものほうといたしましては、せっかく平成21年度で与謝野町全体の事業が違うにもかかわらず料金を統一させていただいておりますので、国の方針に従って、平成28年度統合時点でも与謝野町の料金は全て一緒という形にさせていただきたいというふうに思っておりますので、基本的に料金の考え方については、簡水のときに申し上げたとおりでございます。

議 長(今田博文) 小牧議員。

3 番(小牧義昭) 町民に水道料金の負担がかからないように配慮をいただきますようお願いをしていきたいと思えます。以上、終わります。

議 長(今田博文) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第93号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。
よって、議案第93号 平成25年度与謝野町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。
ここで暫時休憩します。

(休憩 午後 4時30分)

(再開 午後 4時31分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。
ご報告します。お手元に配付しておりますように、本日、意見書案第3号 メタンハイドレートの実用化の促進を求める意見書(案)について、ほか2件が追加提出されました。以上3件を上程し、これを議題とします。
追加日程第1 意見書案第3号 メタンハイドレートの実用化の促進を求める意見書(案)についてを議題とします。
本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により、勢旗毅議員から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(奥野 稔) それでは、私から議案を朗読させていただきます。

意見書案第3号、平成26年9月30日、与謝野町議会議長 今田博文様

提出者 勢旗毅

賛成者 有吉正

賛成者 多田正成

賛成者 江原英樹

メタンハイドレートの実用化の促進を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。以上でございます。

議長(今田博文) 提出者より、提案説明を求めます。
勢旗議員。

14番(勢旗 毅) それでは、ただいま上程いただきました、メタンハイドレートの実用化の促進を求める意見書(案)を国に対して提出をしようとするものです。

議員各位におかれましては、去る7月に、京都府町村議長会の主催によります議員研修会で、

独立総合研究所主席研究員、経産省総合支援エネルギー調査専門委員、青山繁晴先生から講演を聞かれたとおりで、皆さんと同じレベルですね、私が、レベルの私が説明をするということは、ややおこがましいんですけども、ちょうど1年前の10月に新潟市で京都府の山田知事、新潟県の泉田知事、それから青山先生と南資源エネルギー課長の4者で、この問題について日本海側の掘削等について話し合いがされたと、このように聞いておりました。

私も青山先生の講演の後に時間があれば、その質問をしたいと思ったんですが、質問の時間がとれなかったので、今回、若干補強をして意見書を提出したいと、このように思っているわけでございます。

それでは、意見書(案)を朗読いたします。

メタンハイドレートの実用化の促進を求める意見書(案)

今、我が国では原子力に依存したエネルギー政策から新たなエネルギー資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大などで、分散型エネルギー社会を構築することが大きな課題になっている。

そうした中、国内の天然ガス消費量の100年分にも相当するメタンハイドレートが存在するとの試掘結果もあり、新たなエネルギー源として注目されている。

我が国でも、地層中でメタンガスと水に分解し回収する減圧法による連続生産の成功が伝えられ、東部南海トラフにとどまらず、日本海域においても秋田沖から鳥取沖までの存在が確認されており、世界屈指の資源大国になる大きな夢が現実になりつつある。

エネルギー多消費国でありながら、そのほとんどを輸入に頼っている日本にとって、国内で資源を開発していくことは、将来のエネルギー安全保障を確立する上で国の最重要課題であり原発依存を縮小していくためにも、メタンハイドレートは貴重な国内資源として一日も早い実用化が求められている。

よって、国におかれてはメタンハイドレートの実用化を促進する上で必要な、大幅な予算措置、実用化の促進を図るため、以下の取り組みを求める。

1、掘削技術を中心とした人材の確保や産学連携、民間投資を促す国家プロジェクトとしての予算措置を行うこと。

2、開発技術と実用化の方途をモデル化し、他国の資源開発にも貢献できるよう技術とノウハウの輸出を視野にした予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出すると、こういうものでございまして、内閣総理大臣以下でございます。

若干、文科大臣とですね、産業経済大臣がちょっと入れかわっておりまして、上に産業経済大臣がこんなんと思っているんですが、これは後ほどまた事務局のほうでご訂正をいただけたらと思っております。

京都府与謝野町議会というものでございます。

これを若干補足しますとですね、国は平成26年度の概算要求、127億円に対しまして86億円との予算組みがされてございまして、日本海側の掘削予算として35億円がつけられています。このように伸びてきてはいますが、まだ、現状では高いと言われる天然ガスの3倍の価格とも言われているように、クリアすべき問題もたくさんあるようです。

特に、青山先生の講演の中にありましたように、三つの課題があると言われ、1生産技術の確

立、2 経済性の確立、3 環境面での影響の把握であります。実用化に向けて課題解決に向けて、予算とスピード感を持って、なお一層の措置と取り組みを求めているものでありますので、既に京都まで出向いて研修をされてきた事項です。ぜひご賛同くださるようお願いいたします。以上でございます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、よくわからん、この間までよくわからん名前のもんだなと思ってたんですけど、勢籜さんが情報提供というまでもいかんけど、意見書をちょっと見せてもらったんで、ああそういえばこんなこと言ってたやつが報道されてなと思ってちょっと調べてみたんです。そのことも踏まえて、質問をしたいと思っています。

まず、お聞きしたいんですが、メタンが原料になるんでしょうけど、このメタンというのはどうしてできるんですか。

議 長（今田博文） 勢籜議員。

1 4 番（勢籜 毅） どうしてできると言いますか、日本海の中にも日本の周辺の海の中に、深いところですけども、そこにずっと形成がされとるということがわかってきたと、それを取り出す方法がなかなか、一つはできなかったということですが、この間、青山先生からお話がありましたように、減圧法という方式がやられたことで、これの取り出しが非常に簡単になってきたと、こういうふうに聞いております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） メタンはわかりますね。だけど、この状態は、今、地下に潜っているというか、おさまっているやつは燃える氷というらしいわね。だけど、そういうふうに言われとるらしくて、それによるとかたいもんで、そんなもんは、ぼこぼこ取ったり、ガスがぱっと噴き出したりするようなもんでないらしい。それで僕は聞いたんですね。ようわかっておいでだろうで聞いたんですけど。

議 長（今田博文） 勢籜議員。

1 4 番（勢籜 毅） 伊藤議員さんがおっしゃいましたように、燃える氷と呼ばれまして、天然ガスの成分であるメタンガスを水の分子が低温、高圧状態で結晶化したものと、こういうふうに言われておりまして、とにかく、それが取り出せない、あったことはわかっていたんです。

この間、青山先生の話では、日本海には、それがもうずっと上まで柱のように立っておるといってお話もございまして、今これができたとか、そういうふうには思っていないんですけどね。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっとホームページのどこのほうか、ようけあって調べたら、もう時間かかってしゃあなかったんやけど、かなり前なんやね、これが発見されて、こういうものがあるというのがね。今、日本もやらなあかんと言うてるけど、既によその国もどんどんやっとなる。だから、その競合で言えば、こんなどうしたもんかなと、それは。ちまちましてたらあかんのん違うかなと、やるのは。

だけど、もう一つだけ、それはそういうふうには僕自身が思っていると。あまり今、進めたって、

どういふことになれへんだろうというふうに思っているんだけど、埋まっている量は、ほんまに膨大な資源になっているということらしいんですが、各国も、我は我はと、各国も急いでいるわけですけども、ちょっとお聞きしたいのは、ある文書を見て、あまりなかったんだけども、幾つか共通して出とる点があるんです。勢旗議員は、非常によく勉強しとんなると言うんですけど、簡単に言うと、このメタンというのは地下の中にあつて5,500万年前ぐらいには、それが一時地球を侵しかけて、メタンで。温暖化の、激しい温暖化になった時期があるらしいという仮説を唱える人が何人かおるらしくて、私、心配したのは、これはCO₂の20倍、いやそれ以上かというような、研究した結果がね、あれを燃やすと、資源にして燃やすと、そういうリスクが非常に大きいと言われてます。

この処理の仕方がね、非常に今のところ到達してないらしくて、そこが非常に不安だなと、温暖化の問題で言うと。

ある人に言わすと、そんなものは長いスパンですよ、人間の人生じゃなくて、長いスパンで言うと、あのメタンはいずれなくなるという話をする人もおるんだけど、自然に、ぼちぼちぼちぼちメタンというのはのうなっていくからという人もおるんだけども、どうもそういうところがね、もうちょっとよくわからなくて、僕が一番気にしているのは、温暖化が加速的に進むような事態になったときには、決定的になってくるという学者も出てきています。そこが一番気になるんです。この辺はどうですか。

議 長(今田博文) 勢旗議員。

14番(勢旗 毅) その辺のことは、私もあまりよくわからないんですが、先ほど申しましたように、青山先生のお話では、その3番目の環境面での影響という部分はね、これはまだ、この把握というのは重要だというお話がございましたので、そこと伊藤さんがおっしゃっておることが、私は今、国がここまでやってきとるんですから問題はないと思つてますけども、今後の残された部分かもわかりませんね。

議 長(今田博文) 伊藤議員。

7番(伊藤幸男) もう終わりますけども、今言うると温暖化への大きな影響という問題は、普通のCO₂を燃やすような勢いでなくて、それは各国が競争し合うわけですから、これはすごい勢いになると、20倍というんですからね、少なくとも出とるんわ。

いろんな説があるんで、それも確定的ではないんだけども、CO₂の比較でいうと20倍だということで、大気への汚染は非常に大きいものがあるということが言われてますので、それは研究者も、ネイチャーらでも、結構取り上げてきてるんですね、雑誌のね、科学雑誌の。そういうところも非常に大きな問題があつて、学者も何人かがそういうことをレポート出して、いわゆる学会の中で報告しているというのがあるので、ちょっと気になるのは、そういうところです。

それから、あとはちょっといろいろと、どうなんかなというところは、今の時世に、私ども資料を読んでいると、今、提案者は35億円とか何百億円と言うたんか、ちょっと覚えておらんですが、そんな予算の比でないらしいね、これつくるのに。莫大な予算が要するという話を研究者たちは、一日何百万円なんていうのは少ないほうで、それぐらいしないと、海洋での開発とか何とか言ったときには膨大な費用が要するという不安を書かれていました。

議 長(今田博文) 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 私もね、この青山先生の話聞いたからということで、これを言うてるつもりもないですわ。

実は、私も3年ほど前から、これが日本のですね、裏日本の、特に大きな切り札になると、こういうふうになっておまして、これは2年前の京都新聞に投稿した、私の「海底資源に夢膨らむ」という投稿なんですけども、2、3年、私も、これ注目をしてて、今回、青山先生に直接お話を聞く機会があったんで、これはやっぱり、これだけの議員さんに行ってもらってあって、与謝野町議会としては、国に対して、やっぱりハッパをかけないかと、こういう思いでやってるもんで、一つよろしくをお願いします。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ハッパかけるつもりは全然ないんだけど、やっぱり様子も見ながら、他国でもかなり先進的にやってるところがあるのでね、今は日本よりも情報が、もうどんどん出しとんなんでね、データなんかも、そういうことも勘案しながら進めたほうがよろしいんじゃないかと。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

勢旗議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号 メタンハイドレートの実用化の促進を求める意見書（案）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、追加日程第2 意見書案第4号 丹後絹織物の技術、伝統、日本特有の文化継承と産地の総合的支援を求める意見書（案）についてを議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により、多田正成議員から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、私のほうから議案を朗読いたします。

意見書案第4号、平成26年9月30日。与謝野町議会議長 今田博文様

提出者 与謝野町議会議員 多田正成

賛成者 与謝野町議会議員 家城功、安達種雄、和田裕之

丹後絹織物の技術、伝統、日本特有の文化継承と産地の総合的支援を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。以上でございます。

議長（今田博文） 提出者より提案説明を求めます。

多田議員。

15番（多田正成） 失礼します。ちょっと最初にお断りしておきます。説明するまでにですね、一番最後の宛先なんですけれども、地方再生大臣としとるのを地方創生大臣というふうに訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。

それでは、丹後絹織物最低工賃の改正に伴う意見書なんですけれども、今回、皆さんもご存じのように、丹後絹織り物最低工賃の改定が13年ぶりに見直されまして、京都府の労働局のほうから丹工のほうへ説明が行われました。

丹工のほうでは、各織物の関係者を集めて説明されまして、その後、京丹後市の着物議連のほうも丹工さんとの懇談の中で、そういう話が持ち上がりまして、私どもの与謝野町の着物議連にも丹工のほうより、また、京丹後市より呼びかけもございまして、丹後一円の織物産地として、この際、やっていこうではないかということで、丹工と塩見議員、それから家城議員、3名が、三役がですね、丹工のほうに出向きまして、懇談をしまして、結果として、こういう状況で意見書を出していこうという案が決まりまして、着物議連の方にお集まりいただきまして、京丹後市の、まず、意見書（案）を提出しまして審議をしていただきました。

ところが、私の町では、もう少し大きな織物産地としての意見書に変えてはどうだということ、今回、このような意見書にまとまりました。

朗読いたしますので、お願いをいたします。

丹後絹織物は、古来より日本特有の着物文化の素材産地として、丹後地域一円に広がり、我が国の経済発展とともに、さらに成長をなし遂げ、絹織物一大産地として築き上げた。

また、長きにわたり地域経済をも支えてきた。しかしながら、我が国のバブル経済の崩壊とともに社会構造の変容と、和装需要の減退や海外製品との競合など、複合的な要因が重なり産地基盤が急激に減退し危機的状況にある。しかし、丹後の織物は、長年培ってきた技術、伝統を継承し、今日でも丹後地域の産業として経済を支え、また、和装文化も守りつつ、内外問わず市場の開拓に目を向け、今般も地場産業として、さらに継承し、新たな産地を目指し技術を革新、機械構造の改善、労働にかかわる問題など、織物業界の再生に向けて取り組まなければならない重要な時期である。今般、労働局より家内労働法に基づき、丹後絹織物最低工賃が13年ぶりに改定された。この改定を契機に業界全体の底上げとなつて、産地の再生と活性化、後継者育成など、業界の抱える諸問題の改善の一步となればと期待するところである。

しかし、改正最低工賃の実効性を高め、円滑に実施されるためには、織物業界の川上から川下までに及ぶ理解と協力が必要で、その理解を広めるとともに、丹後織物の技術、伝統、日本特有の和装文化を継承するためにも、さらに努力と取り組みが必要である。

よって、国におかれまして、今回の丹後絹織物最低工賃の改定を契機に、丹後の織物産地の再生に向け、業界へのきめ細かな支援制度の確立と、総合的な支援をされるよう求めるとともに、以下の事項を実施されるよう強く要望するということでありませう。

まず、その要望事項ですけれども、1点目は丹後絹織物最低工賃の改定が実効あるものとなるよう、家内労働法第14条について、丹後、西陣の製造メーカー等への周知と織物関連業界、流通段階も含め行政指導が徹底されることと業界全体に理解が広まるよう広く周知を行うこと。

二つ目に、伝統文化、技術、後継者育成、産地基盤の強化、織物業界の取り組み、業界全体の底上げについて、新規の金融支援も含む総合的きめ細かな支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということであります。

宛先は、厚生労働大臣、経済産業大臣、地方創生大臣、京都府与謝野町議会ということであります。以上であります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

多田議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号 丹後絹織物の技術、伝統、日本特有の文化継承と産地の総合的支援を求める意見書（案）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、追加日程第3 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。

2 常任委員会から審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が、議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付された議案、その他は全て議了しました。

山添町長から挨拶の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日の開会から本日までの32日間にわたり、本定例会におきましては、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計決算認定11件、条例案件6件のほか、財産の取得案件2件、各会計補正予算6件、辺地計画の変更3件、請負契約の締結2件、請負契約の変更1件、和解及び損害賠償の額を定める案件1件、専決処分の承認及び報告、合わせて2件の都合34件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いしてまいりました。

この間、今田議長をはじめ、議員の皆様方には、本会議や常任委員会におきまして、熱心にご議論をいただきまして、全議案を原案どおりご承認をいただきました。

特に平成25年度一般会計歳入歳出決算認定におきましては、長時間にわたってご審議をいただき、町政全般についてさまざまなご意見、ご提案を頂戴いたしました。これらの審議を通して頂戴をいたしました貴重なご意見、ご提案を重く受けとめまして、諸政策の推進に最善の努力を尽くしてまいり所存でございます。

さて、本日、韓国仁川でのアジア大会女子マラソンにおいて、本町名誉町民であります、木崎良子選手が、惜しくも優勝こそありませんでしたが、持ち前の粘りと頑張りの走りで、見事準優勝を果たされ、銀メダルを獲得されました。その最後まで諦めない木崎選手の走りは町民の皆様には大きな夢と希望、そして、熱い感動を与えていただいたものでございまして、木崎選手におかれましては、深甚なる敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

この9月定例会の質疑を振り返ってみますと、私たちの与謝野町の決算状況、あるいは財政状況について、非常に厳しい現状であるということをご共有できたというふうに思っております。そうした状況を私自身歓迎をしたいというふうに思っております。私たちの目の前に立ちはだかるのは壁ではなくて扉であるということをご信じて、その扉を開けるために職員一丸となり、また住民の皆様方と手を携え、その課題の解決に向けて全力を尽くしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

今後におきましても、立場が違いますけれども、町の発展のため、また、住民の皆様方の幸せのために、ご尽力をいただきます議員の皆様とともに、町を取り巻くさまざまな課題の克服に向けて、積極果敢に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、これまでと同様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきますというふうに思います。

まことにありがとうございました。

議長（今田博文） それでは、閉会に当たりまして、私のほうから一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

9月1日に開会いたしました9月定例会は、本日をもちまして閉会ということになりました。

32日間という長い会期でありましたけれども、無事に終えることができました。

決算質疑や、あるいは一般質問、議員の質問の中で理事者側にいろいろと提案や指摘があったというふうに思います。議員の発言は、住民の声であります。一つ一つかみしめていただきまして、改善できますところは改善をしていただきたいというふうに思います。

そして、議員の発言の中で、理事者の皆さんに不快を与えたというふうなことが、もし、ございましたら、ご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

町を思うあまり、つい力が入る、大きな声が出るということは、私の経験からもあることでございます。どうか、そのことがありましたら、ご容赦をいただきたいというふうに思っております。

町の課題というのは、非常に多く山積をいたしております。人口減少や高齢化問題というのは町にとりまして、大きな課題であるというふうに認識をいたしております。そのことを、一歩でも二歩でも解決していくように、理事者側、そして、我々議員も一丸となって取り組んでいかな

ければならないと、このように私自身は考えております。

そして、近年、日本のあっちこちで大きな災害が発生をいたしております。3年前の東日本の大震災、そして、ついこの間は御嶽山で噴火がありました。そして、8月には広島で大きな土石流が発生をいたしまして、多くの方が亡くなられ、被災をされております。

また、全国あちらこちらで大雨によります被害も頻繁に起きております。隣の福知山市におきましても、市街が水につかるという大きな災害に遭われました。

この間、町長と一緒に見舞金を持って市長にお出合いに行かせていただきました。その市長のお言葉によりますと、こうして、見舞金をいただくのは非常にありがたいという気持ちもありますけれども、2年続きの災害で非常に困っております。そうして、そのことによりまして、住民の皆さんの中には、復興に力が入らないというふうな方も出ておられるというふうに聞いて帰ってまいりました。

いろんな課題、今、申し上げた防災のこともそうでございますけれども、一朝一夕になかなか解決できることばかりではないというふうに思いますけれども、安心をして住める町、安全なまちづくりに一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

いよいよ本格的な秋のシーズンになってまいりました。この議場から見ますと田んぼの色も大きく変わって、刈りとりも終わってまいりました。どうか皆さんも充実した秋を過ごしていただきまして、次の定例会に備えていただきたいというふうに思います。

冒頭に申し上げましたように、非常に長期間の定例会でございました。大変お疲れだったというふうに思いますし、お帰りになりましたらゆっくり休んで、また、あしたから頑張っていたきたいというふうに思います。本当に長い間ご苦労さんでございました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て議了しました。

会期を1日残しておりますが、これをもちまして、第59回平成26年9月定例会を閉会します。長期間ご苦労さんでした。

(閉会 午後 5時07分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員